

主任調査員	田中広明	主任	福田昭美
調査員	末木啓介	主任	腰塚雄二
資料部			
資料部長	塩野博	主幹兼資料部副部長	主幹兼資料部副部長
兼資料整理第一課長	谷井彪	兼資料整理第一課長	兼資料整理第一課長
主任調査員	田中広明	主任調査員	主任調査員
調査員	末木啓介	調査員	調査員
管理部			
庶務課長	及川孝之	平成8年度	平成8年度
主査	市川有三	理事長	荒井桂
副理事長	富田真也	副理事長	富田真也
常務理事兼管理部長	加藤敏明	常務理事兼管理部長	稻葉文夫
理事兼調査部長	小川良祐	理事兼調査部長	小川良祐
専門調査員兼経理課長			
専門調査員兼経理課長	関野栄一	管理部	依田透
主任	江田和美	庶務課長	西沢信行
主事	福田昭美	主事	長瀧美智子
主事	腰塚雄二	主事	菊池久
調査部			
調査部副部長	高橋一夫	専門調査員兼経理課長	関野栄一
調査第三課長	村田健二	主任	江田和美
主任調査員	鈴木秀雄	主任	福田昭美
主任調査員	田中広明	主任	腰塚雄二
調査員	末木啓介	資料部	

## (2) 整理事業

平成7年度		平成9年度	
理事長	荒井桂	理事長	荒井桂
副理事長	富田真也	副理事長	富田真也
常務理事兼管理部長	新井秀直	専務理事	塩野博
理事兼調査部長	小川良祐	常務理事兼管理部長	稻葉文夫
管理部		理事兼調査部長	梅沢太久夫
庶務課長	及川孝之		
主査	市川勇三		
主事	長瀧美智子		
主事	菊池久		
専門調査員兼経理課長	関野栄一		
主任	江田和美		

管 理 部		
庶務課長	依 田 透	主 任 菊 池 久
主 査	西 沢 信 行	資 料 部 資 料 部 長 谷 井 慶
主 任	長 滝 美智子	主幹兼資料部副部長 小 久 保 徹
主 任	腰 塚 雄 二	専 門 調 査 員
専門調査員兼経理課長	関 野 栄 一	兼資料整理第一課長 坂 野 和 信
主 任	江 田 和 美	主任調査員 田 中 広 明
主 任	福 田 昭 美	主任調査員 末 木 啓 介

## II 立地と環境

中堀遺跡は、埼玉県児玉郡上里町大字堤字中堀南763番地他に所在し、JR高崎線神保原駅の南西1kmに位置している。東経 $139^{\circ}08'10''$ 、北緯 $36^{\circ}14'44''$ 付近、標高67mである。

中堀遺跡の所在する上里町は、埼玉県の最北西端部に位置し、神流川や烏川・利根川を隔てて、群馬県の藤岡市・佐波郡玉村町と接している。埼玉県と群馬県の県境となる神流川は、上武山地の山間を流れ、烏川、そして利根川へ続く。

途中、上里町新宿付近を扇の要として神流川は、新旧二つの扇状地（神流川扇状地）を形成した。旧扇状地（「本庄台地」）は第四紀更新世、新扇状地（狭義の「神流川扇状地」）は完新世の形成とされている。中堀遺跡は、この新旧扇状地の狭間に形成された堤面に位置し、扇尖部を流れる小河川の御陣場川と小川に挟まれたところに形成された。

神流川が形成したこの新扇状地の地表は、上武山地

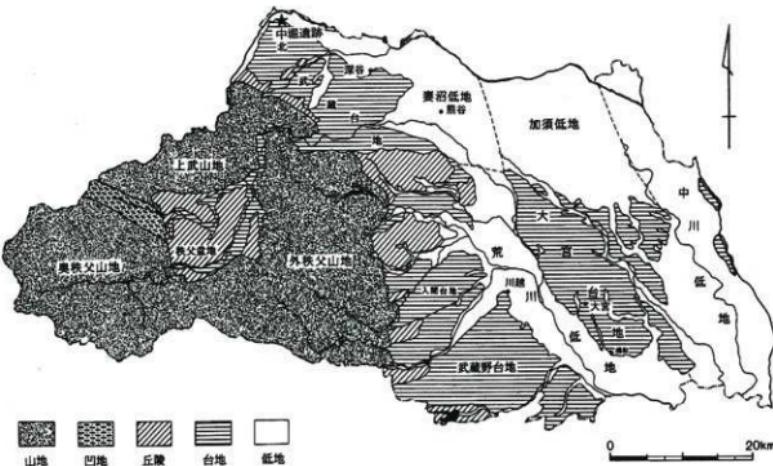
を源とする片岩系の砂礫を多く含む地味であるが、中堀遺跡周辺は、『新編武藏風土記稿』や明治10年の迅速図からも水田に利用されていたことがわかる。また神流川扇状地内の微高地は、桑畠や畑地あるいは集落として利用されていた。

しかし近年は、農業の構造的変化からビニールハウスによる野菜の生産や、地味を活かした梨栽培などが盛んに行われている。とくに梨は、上里町の特産品であり、中堀遺跡も今回の発掘調査前は、梨畑と水田が広がっていた。

また中堀遺跡内を関越自動車道が通り、北をJR高崎線・国道17号線、南を上越・北陸新幹線など、北関東の交通の動脈が通っており、遺跡の周辺は、比較的開発の激しい地域である。

中堀遺跡周辺の神流川扇状地内には、先土器時代の遺跡まみられないが、縄文時代の遺跡は、近年確認されるようになってきた。ただし遺構の確認できた遺跡

第1図 埼玉県地形図



ではなく、遺物を包含した堆積層を確認したにとどまっている。中堀遺跡も同様であった。

縄文時代前期の中葉から後半の土器は、前原遺跡・金久保内出遺跡等の神流川から離れた神流川扇状地の扇端部や扇尖部から出土する傾向にある。また中期後半から後期までの土器を出土する遺跡としては、若宮台遺跡・北房ヶ谷戸遺跡・天神林遺跡、そして中堀遺跡など、神流川沿いの自然堤防上や神流川扇状地の扇端・扇尖部の遺跡から出土する傾向にある。

弥生時代の遺跡も、わずかに若宮台遺跡から中期の土器片が、出土しているに過ぎず、遺構は、確認されていない。

古墳時代前期には、田中前遺跡（第2次）・若宮台遺跡・愛宕遺跡や中堀遺跡などの遺跡で、遺構・遺物を確認できるようになる。これらの遺跡は、神流川扇状地の扇尖部に位置し、小規模河川を臨む比較的小規模な集落であった。

田中前遺跡（第2次）や若宮台遺跡では、S字状口縁の台付甕が出土し、若宮台遺跡のものが調整の手法から後出するという。五領式土器の段階から、いわゆる「和泉式土器」の段階にかけての遺跡として、愛宕遺跡があげられる。愛宕遺跡からは、埴・壺・高壺・瓶などが出土した。

なおこの段階の古墳は、神流川扇状地では確認されていない。

古墳時代後期になると、急速に集落跡が形成され、古墳が造営された。これは神流川扇状地一帯が、すでに5世紀代に急速な発展を遂げた本庄市の西富田遺跡群・後張遺跡や児玉町のミカド遺跡、神流川の対岸の藤岡市堀之内遺跡群や玉村町の下郷遺跡等の遺跡群に囲まれた空洞部にあたり、6世紀代の新規開発の標的となつたためである。

とくに神流川の形成した自然堤防上の微高地に、多数の集落跡と古墳が分布することから、肥沃な土壤を堆積した旧河川跡は、水田跡として利用されていたと推定される。若宮台遺跡・臺遺跡・天神林遺跡・高野ヶ谷戸遺跡・東葉御堂遺跡・北房ヶ谷戸遺跡などをあ

げることができる。

とくに上里町五明地区の遺跡は、調査事例が多く集落の動向をつかみやすい。この地域の遺跡は、5世紀後半の若宮台遺跡の開始以降、東葉御堂遺跡や臺遺跡などは6世紀前半、天神林遺跡や高野ヶ谷戸遺跡は、6世紀後半から7世紀前半にかけて、そして北房ヶ谷戸遺跡は、7世紀後半から8世紀前半にかけて、それぞれ堅穴式住居跡の軒数が多くなる傾向にあった。

これらの遺跡は、この段階のみで収束するのではなく、近隣の遺跡間で増減を補完し合う形で、7世紀後葉まで続いているようである。これは、神流川扇状地を含めた北武藏や関東地方の集落跡の一般的動向と一致する現象である。

これらの集落は、堅穴式住居で構成され、食器類は、須恵器の杯蓋を模倣した土師器の杯を使用し、須恵器はきわめて客体的であった。ほとんどの堅穴式住居跡には、カマドが付設され、煮沸具に長胴の削り甕が使用されていた。

一方、神流川扇状地内の古墳は、5世紀後葉以降に造墓を開始し、7世紀末まで及ぶ群集墳を形成した。南から青柳古墳群・丹荘古墳群・下郷古墳群・帶刀古墳群・毘沙門古墳群などは、神流川の自然堤防上に形成された。これらの古墳群は、神流川が上武山地から運んだ片岩系の石材を使用した横穴式石室を埋葬主体部としていた。

また本庄台地上には、大御堂古墳群・東堤古墳群・旭・小島古墳群が形成され、埋葬主体部は、旭・小島古墳群を除き、片岩系の石材を使用していた。旭・小島古墳群は、利根川の運ぶ榛名山二ツ岳噴出の角閃石安山岩を埋葬主体部に使用していた。

その後7世紀後葉から8世紀初頭にかけて、急速に集落の再編成が進んだ。その背景には、様々な要因が考えられるが、律令国家の成立と地方の国郡制の整備を見過ごすことはできない。ところで中堀遺跡が形成された児玉郡上里町は、古代の国郡制下では、武藏国加美郡であったと推定できる。

武藏国加美郡は、遅くとも天武朝の飛鳥淨御原宮段

階には、成立していたことが、近年出土した木簡から確認できた。その木簡とは、飛鳥京跡第131次発掘調査（推定飛鳥淨御原宮跡）によって出土した「く无耶志国仲評中里布奈一斗五升」と記された木簡である。「无耶志国仲評中里」は、『倭名類聚錄』（承平年間）の「武藏國那珂郡那珂郷」に継承され、現在の児玉郡美里町周辺に推定されている（『新編 埼玉県史』）。

ところで那珂郡は、加美郡とともに児玉地域から分立し、位置名称の上・中を郡名としたとする説が古くから有力であった（註1）。ただその分立期について、確かな証拠がなかったが、この木簡によって、少なくとも児玉地域の分立、すなわち加美評の成立が、飛鳥淨御原宮段階まで遡る可能性が出てきた。

この加美評の中心的施設である評家の関連遺跡の一つとして考えられるのが、上里町八幡太神南遺跡である。大形の区画溝や柵列、掘立柱建物跡などによって構成され、暗文土器や大甕などが出土した。遺跡の所在地が、大字「嘉美」であることや、隣接して「立野（たのの）」=館野という地名も残り、地名からも郡家の諸施設が推定されるところである。

また大字五明には、八世紀前半の瓦を出土する五明庵寺や城戸野庵寺、さらに宅樹原庵寺などが、神流川の右岸に分布している。とくに五明庵寺は、上野国の新田郡寺井庵寺や佐波郡上植木庵寺と共にした単弁十六葉蓮華文軒丸瓦、安中市秋間古窯跡群中の八重巻窯跡と共にした単弁八葉剣菱文軒丸瓦、さらに宅樹原遺跡と共にした花菱文軒平瓦などを出土し、上野国の瓦生産ときわめて関わりが深かったことがわかる（外尾1996）。

古墳時代の集落を再編成し、7世紀後半に成立した集落跡は、外尾氏の4地区分類によると、南部地区（宅樹原遺跡・女塚遺跡・檜下遺跡）、西部地区（北房ヶ谷戸遺跡）、中央部地区（本郷東遺跡・古井戸将監塚遺跡）、北部地区（金久保内出遺跡・長塚遺跡）に展開したことが、発掘調査によって判明している。これらの集落の多くは、8世紀に大きく展開し、8世紀末から9世紀初頭にかけて急速に縮小化し、堅穴式

## 第2・3回掲載遺跡名一覧

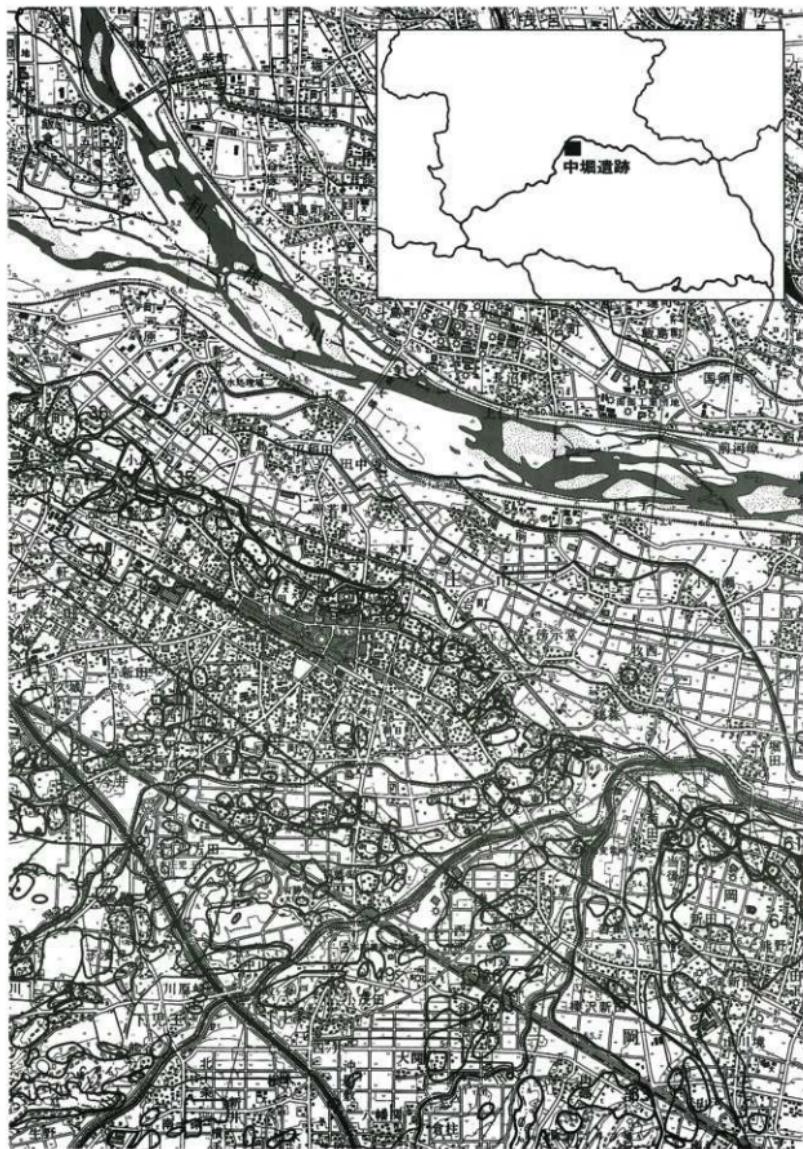
1 大光寺裏遺跡	40 御林下遺跡
2 前原遺跡	41 十二天遺跡
3 原遺跡	42 真鏡寺後遺跡
4 若宮台遺跡	43 辻ノ内遺跡
5 豪遺跡	44 東牧西分遺跡
6 高野ヶ谷戸遺跡	45 雷電下遺跡
7 東篆御堂遺跡	46 中道遺跡
8 北房ヶ谷遺跡	47 真下境西遺跡
9 五明庵寺	48 村後遺跡
10 天神林遺跡	49 向田遺跡
11 带刀古墳群	50 下田遺跡
12 中幅遺跡	51 古川瀬遺跡
13 耕安地B遺跡	52 山根遺跡
14 耕安地遺跡	53 大久保山遺跡
15 東堤古墳群	54 東谷遺跡
16 田中西遺跡	55 諏訪遺跡
17 田中前遺跡	56 夏目遺跡
18 日月遺跡	57 七色塚遺跡
19 篠笠塚古墳	58 本庄城址
20 大御堂古墳群	59 斎師堂遺跡
21 堂裏遺跡	60 諏訪新田遺跡
22 油免遺跡	61 中宿遺跡
23 宅樹原・檜下遺跡	62 西浦北遺跡
24 古井戸・将監塚遺跡	63 千光寺遺跡
25 立野南遺跡	64 新田遺跡
26 八幡太神南遺跡	65 六反田遺跡
27 熊野太神南遺跡	66 東光寺裏遺跡
28 往来北遺跡	67 藤岡東部地区遺跡群
29 今井遺跡群	68 本郷埴輪窯跡
30 久城前遺跡	69 間之台II遺跡
31 本郷東遺跡	70 下川前遺跡
32 七木本遺跡	71 郷土遺跡
33 爰宕遺跡	72 上栗須遺跡
34 小島古墳群	73 大道南遺跡
35 石神境遺跡	74 下大塚遺跡
36 北福塚遺跡	75 中大塚遺跡
37 阿知越遺跡	76 株木本遺跡
38 柿島遺跡	77 堀之内遺跡群
39 後張遺跡	78 上之手八王子遺跡

住居の構築がとらえられなくなる。

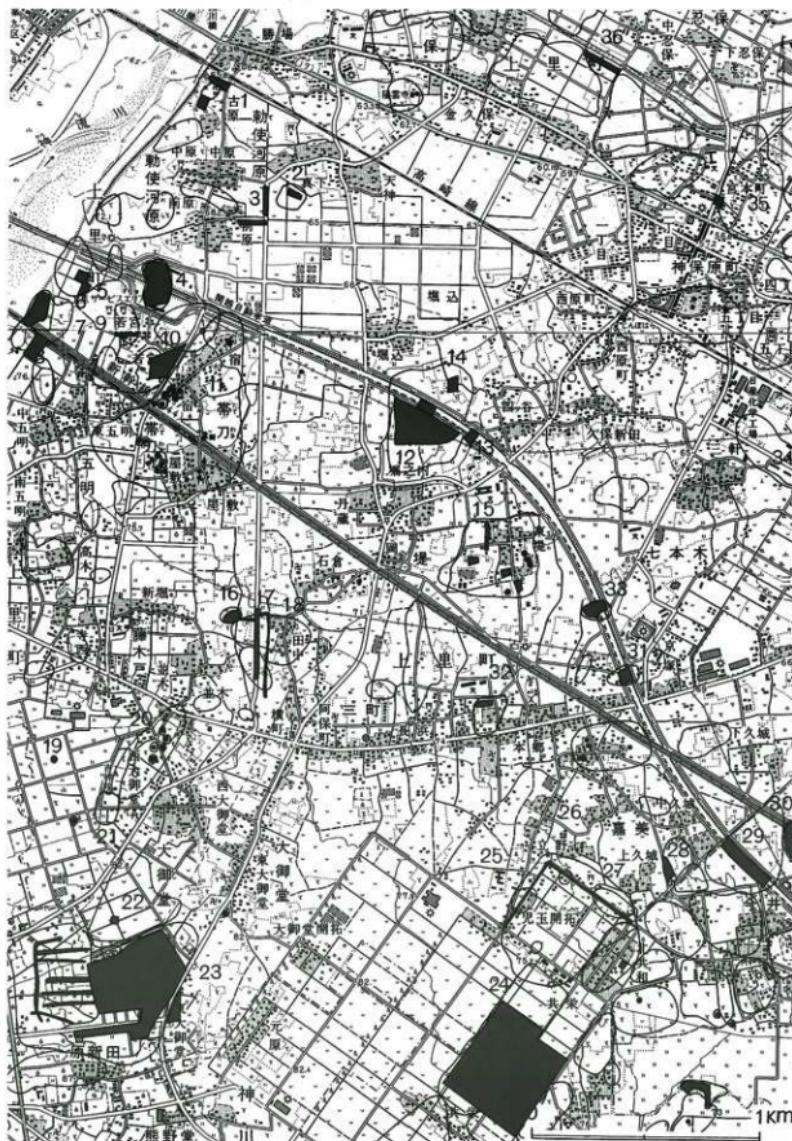
一方、大規模に展開した古井戸・将監塚遺跡や宅樹原・檜下遺跡にあっては、集落の集中域や構成に変化は認められるが、集落跡としては9世紀代を維持し続けた。両者は、調査が大規模に行われたことで、遺跡の相当部分が調査され、見掛け上の大規模な集落跡と

第2図 中堀遺跡周辺の遺跡





第3図 中堀跡周辺の発掘調査遺跡（1）



してみることも可能である。

しかし9世紀への継続性を重要視したとき、加美郡や武藏国北部という地域内の存在意義は、過小判断する必要はないであろう。とくに両者が、継続的に鍛治生産や勅顧などの手工業と積極的にかかわっていたことは、中堀遺跡を考える上で、きわめて示唆的である。

このほかに油免遺跡や清水南遺跡などは、8世紀の中葉から集落が開始され、9・10世紀にかけて継続していたようであるが、調査面積の関係もあり詳しいことはわかつていない。

こうした前史をふまえ、神流川扇状地の中央部に、9世紀の前葉から新たに集落が登場した。中堀遺跡・耕安地遺跡や田中前遺跡群の開始である。この地域は、本庄台地と神流川扇状地の狭間にあって、御車場川や小川などの小河川に臨む微高地に遺跡が形成された。古墳時代以来、開発が途絶え、「野」あるいは「荒廃」となり「空閑地」に新規の集落が編成されたのである。

この時点で8世紀以来の加美郡の西部・南部・北部の集落跡が、大規模な集落を残し壊滅していく状況は、9世紀前葉における新規開発に伴う集落の再編成と考えて差し支えないであろう。

このころ国家財政の制度的行き詰まりから、諸院・諸宮の経営財源を確保するため東国を中心として、各地に勅旨田が設置された。武藏国では、天長6年(829)西院勅旨田「空地二百九十町」、天長7年(830)勅旨田「空地二百二十町」、承和元年(834)冷然院勅旨田「幡羅郡荒廃田百二十三町」、承和8年(841)嵯峨院勅旨田「田五百七町」が相次いで設置された。なお中堀遺跡の北に広がる地区は、上里町勅使河原と呼ばれ、「勅旨田」の通称地として、吉田東伍氏以来推定されている。また中堀遺跡の北を限る小河川が、小(しょう=庄)川と呼称されていることも見逃せない。

この9世紀の集落の編成も10世紀前葉を迎えて、新たな展開を示す。それは、8世紀以来の大規模な集落であった古井戸・将監塚遺跡や臼樹原・檜下遺跡が壊滅

し、田中前遺跡群や中堀遺跡・耕安地遺跡で、集落が若干移動しつつ形成された。また加美郡内では、確認されていないが、小規模な遺跡が、本庄市大久保山遺跡のように新たに展開したと思われる。

田中前遺跡群は、日月遺跡・田中前遺跡・田中西遺跡から構成され、9世紀から11世紀にかけて、日月→田中前→田中西遺跡と継続的に営まれた遺跡群である。とくに田中前遺跡では、畿内系の「て」の字口縁の坏の出土で話題となつたが、田中西遺跡では、「て」の字口縁の坏、皿、黒色土器の高台付椀、椀等、まさに畿内系の土器そのもので食器を構成し、在来の土器は全くみられなかつた。

しかし11世紀に統く遺跡は、現在のところ田中西遺跡程度で、中堀遺跡も10世紀末をもって収束していた。一世紀の断続期を経て、12世紀後半には、武藏七党の登場をみ、丹党系の勅使河原・小島・長浜・安保・丹氏などが、中堀遺跡の周辺に盤踞していた。中でも勅使河原氏にかかる大光寺や安保氏にかかる大御堂遺跡・安保境館跡は、発掘調査され、中世の遺構・遺物が確認されている。

なお中堀遺跡を取り巻く地名として、現在でも大字として勅使河原・小島・長浜・安保・丹(丹莊)等をみることができる。しかしこれらは、中堀遺跡の外縁部であって、中堀遺跡の所在する大字堤には、史料上、中世武士団の存在を確認することはできない。

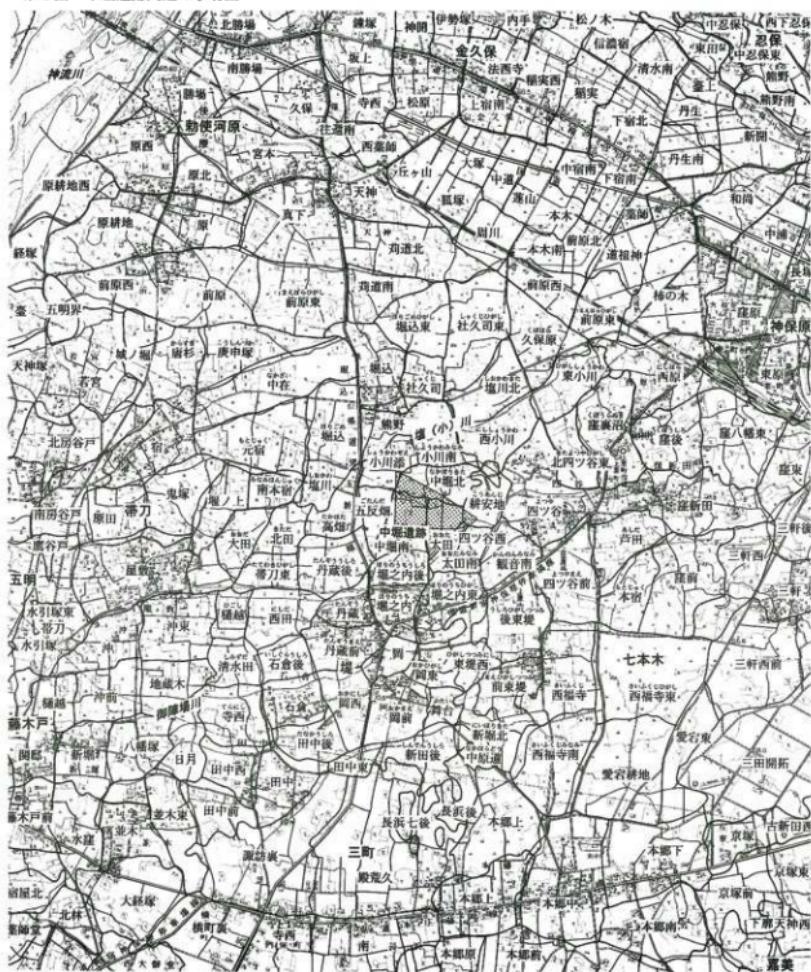
しかし中堀遺跡の周囲の小字の中には、「塩川」「小川添え」「小川南」「塩川北」「西小川」「東小川」など「庄」を連想させる「しづ」「しょう」と呼ばれる小字があること。「丹蔵前」「丹蔵」「丹蔵後」「石倉」「石倉後」等倉庫や蔵を連想する小字、「中堀」「堀之内」「堤」など中世の館を連想する小字の存在を指摘することができる。

第4図に中堀遺跡周辺の小字図を掲載しておくこととする。(出典:『上里町史』)

註1 森田悌氏は、評制以前の児玉城に国郡制下の榛沢郡域を含め、児玉地域は、立評に当たって、加美・那珂・児玉・榛沢の四郡に再編成されたとした（森田1978）。ただし田中は、7世紀後葉の土器群（北島型

暗文土器や有段口縁杯)の組成が、榛沢と加美・那珂・児玉地域では大きく異なり、むしろ東接する播磨や大里・埼玉地域と共通することから、評制以前の児玉地域は、本文の三郡の地域と推定した(田中 1996)。

第4図 中堀遺跡周辺の字切図



### III 遺跡の概要

御陣場川調整池建設に伴う今回の中堀遺跡の発掘調査では、神流川の扇状地に形成された古代の寺院を含む集落跡を調査した。中堀遺跡は、南を御陣場川、北を小(しょう)川に挟まれた南北400m、東西400mの範囲に広がる遺跡である。遺跡を限る御陣場川や小川は、西から東へ流れ、中堀遺跡は御陣場川の左岸、小川の右岸に形成されたこととなる。遺跡や周囲は、平坦地が続き地形の変化に乏しいが、比高1m前後の微高地や蛇行した河川跡を確認できる。標高67m前後に形成された遺跡である。

御陣場川調整池の開発面積47,000m<sup>2</sup>のうち、発掘調査面積は、27,000m<sup>2</sup>であった。これは調査区の南側が、川砂利採取のための土取りによって破壊されていたためである。なお発掘調査前は、この調査区の南側は、土取りによる穴で凹み、すでに一部は、調整池化していた。また発掘調査に入る以前は、昭和30年代以降、梨畑と野菜畑、そして一部水田であった。

#### 1 基本土層

中堀遺跡の調査区内の基本土層は、次のとおりである。

- 1 表土層 遺物を全く含まない耕作土層で、灰白色の疊を多量に含む土層である。
- 2 浅間山A軽石層 群馬県と長野県の県境にある浅間山を起源とした火山噴出物(天明3年:1783)の堆積層。薄く堆積している。
- 3 遺物包含層 中世の遺物を含む土層で、淡い褐色の土層。浅間山B軽石を含む。疊が混じる。
- 4 浅間山B軽石層 浅間山A軽石層と同様、浅間山を起源とした火山噴出物(天仁元年:1108)の堆積層。古代の住居跡の覆土上層などに堆積が確認できる。
- 5 遺物包含層 平安時代の遺物を含む土層で、部分的に焼土粒子・焼土塊・炭化物の混じる黒褐色の土層。多量の疊が混じる。

6 遺物包含層 繩文時代後期から平安時代までの遺物を含む層で、黒褐色土層。多量の疊が混じる。

7 黄褐色砂質土層 粘性の強い黄褐色から暗灰褐色の砂質土層。調査区の西半部の地山。少量の疊を含む。東半部には存在を確認できなかった。

8 疊層 厚く綺麗な疊層。調査区の東半部の地山。西半部の黄褐色砂質土層の下層に堆積している。なお調査期間中、疊層中からの湧水は確認できなかったが、古代にはこの疊層中から湧水していた可能性はある。

#### 2 発掘調査の方法

中堀遺跡の調査では、対象調査区全域に亘って10m単位の編目をかけた。この10m×10mを1単位とする正方形の枠目を1グリッドとし、これを4分割した5m×5mを小グリッドとした。

グリッドの設定方法は、平面直角座標第X系に基づき、X=+27,640.0m Y=-62,620.0mが、A-1グリッドの北西隅となるように設定し、これより10mおきに東へ1・2・3…、南へA・B・C…の順とした。北西隅に平面基準杭を設置し、この杭の名称もグリッド名称で代用することとした。さらに小グリッドは、1=北西部、2=北東部、3=南西部、4=南東部とし、各グリッドの後に枝番として入れた。たとえばA-1-4のように。

また100mごとのグリッド杭を太杭とし、標準視準杭を設置した。

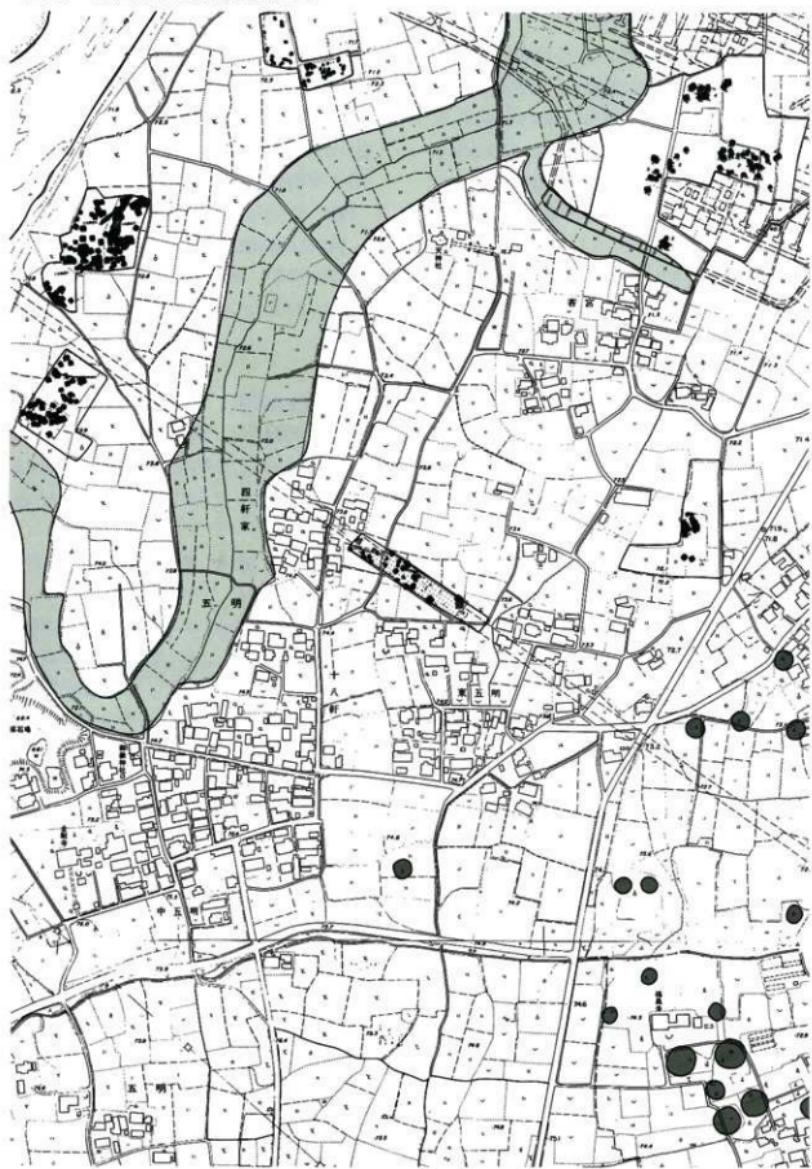
遺構の実測は、グリッド杭を基準に地山に1m間隔の水糸を張り、方眼を作り、簡易遣り方によって実測を行った。

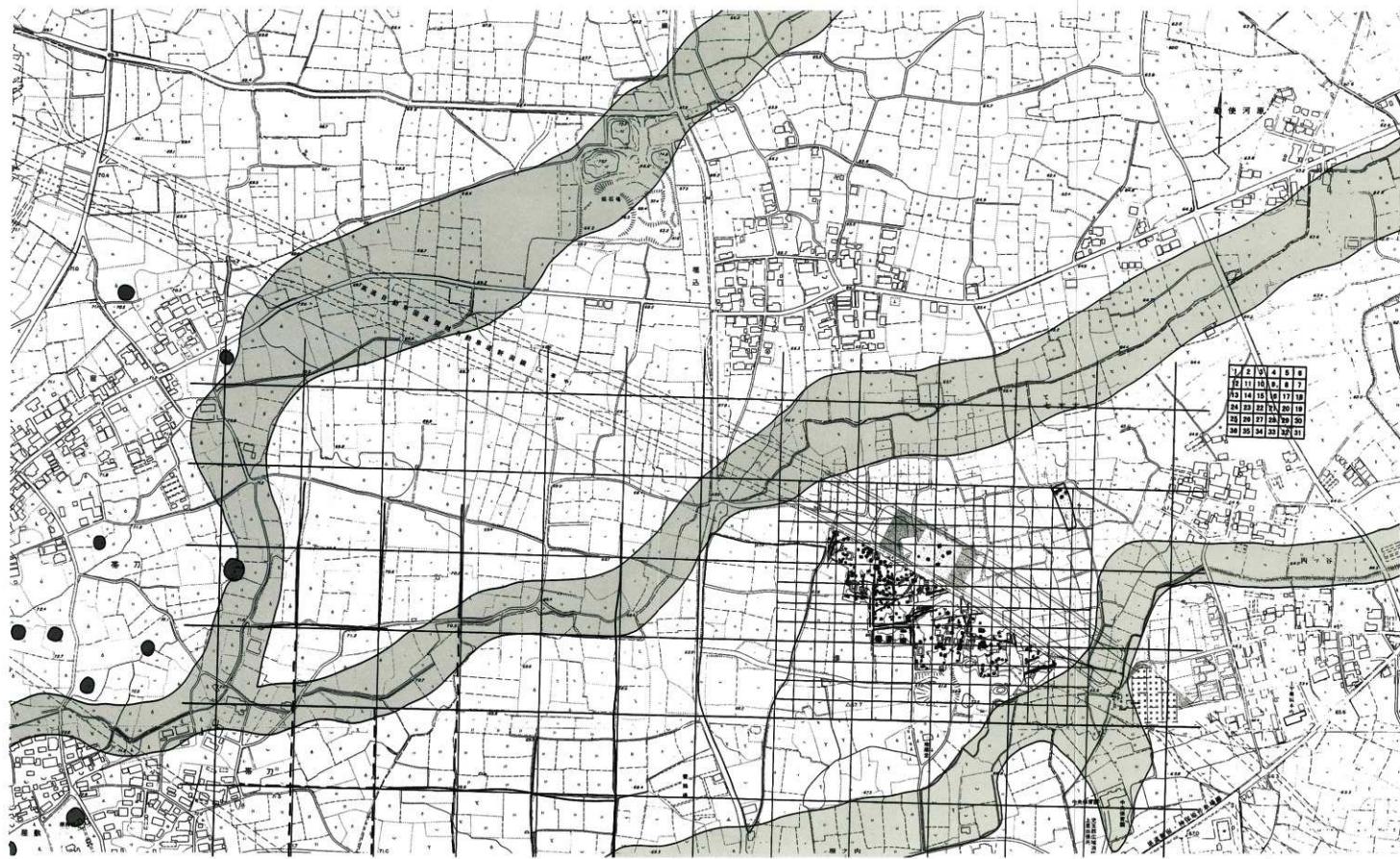
空中写真撮影は、調査の進行に従って適宜行った。

#### 3 検出した遺構と遺物

発掘調査の結果、繩文時代・古墳時代・古代の遺構・遺物を検出した。以下、その概略を述べたい。

第5図 中堀遺跡周辺の発掘調査遺跡（2）





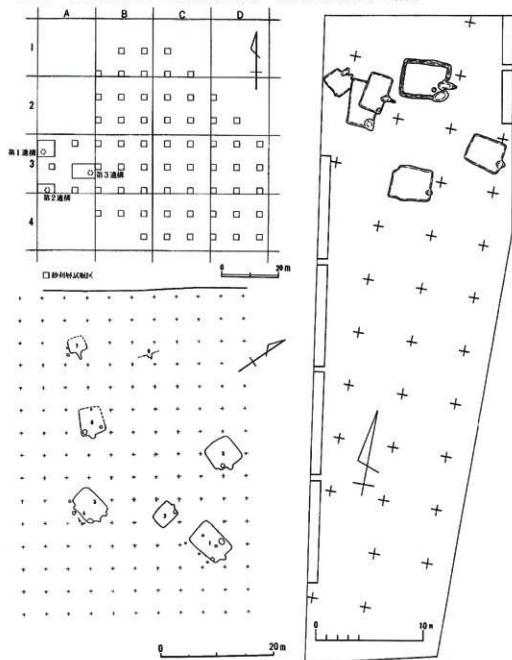
所の遺物集中箇所を検出した。ここからは、平安時代前期の土器とともに須恵器大甕が出土した。

その後、上里町教育委員会により昭和57年、圃場整備に伴い、耕安地B地点遺跡が、調査されることとなる。耕安地B地点遺跡は、耕安地遺跡の北、中堀遺跡の東に位置し、やはり平安時代前期の集落が検出された。6軒の竪穴式住居跡が検出され、9・10世紀の遺

物が出土した。

中堀遺跡の既往の調査や、隣接遺跡の発掘調査の概要は以上の通りであるが、今回の調査区の南、河川改修後の現御陣場川の南にある「地蔵堂」の周辺の地表には、今回の発掘調査で出土した瓦と、共通する瓦を表探してきた。採集資料では、丸瓦・平瓦・鬼瓦・軒丸瓦・軒平瓦などが確認できる。

第6図 中堀遺跡（左上）・耕安地遺跡（左下）・耕安地B遺跡（右）全体図



## IV 遺構と遺物

### 1 繩文時代

中堀遺跡では、繩文時代の前期中葉から後期前葉にかけての土器と石器が出土した。ただし明確な遺構を伴って出土した遺物ではなく、周辺地域からの流入によると判断した。

以下、出土した土器と石器について、その概要を述べることとする。

#### (1) 土器

遺跡内から出土した繩文時代の土器を一括して掲載した。出土した土器は繩文時代前期から後期におけるこれらを大きく5群に分けて記述する。第1群は前期中葉、2群は前期後葉、3群は中期後葉、4群は後期初頭、5群は後期前葉である。

#### 第1群土器（第7図1～13）

1は胴部が縦れ口縁部が僅かに内湾する、平縁深鉢形土器大型破片である。器面の摩滅が著しいが、胎土に纖維を含む。地文は単節LR及びRL縄文により、段違いの菱形を構成する。口縁部及び胴部屈曲部に櫛歯状連続刺突文を施文して区画し、区画内を同一工具による鋸歯状文を描いている。ただし、鋸歯状文は下端区画に接していない。

6・7は櫛歯状連続刺突文を施文する深鉢口縁部破片である。いずれも、胎土に纖維を含み刺突文下に沈線を引いて口縁部幅狭文様帶を区画している。

3・4・5は繩文施文の深鉢口縁部破片で、9・10・11・12は同施文の胴部破片である。いずれも胎土に纖維を含む。

3は口端部が尖り、無節R縄文を横位に施文する。

4は単節RL縄文を横位に粗雑に施文する。

5は口端部を水平に面取りし、無節多条R縄文を斜位に重複施文する。

9は無節R縄文を横位に粗雑に施文する。

10は単節LR縄文を横位に施文する。

11は付加条縄文を斜位に施文する。

12は無節R及び同L縄文により菱形を構成する。

2は胴部が縦れ口縁部が外反し、4単位の弱い波状口縁を呈する深鉢形土器である。器面の摩滅が著しいが、一部に丁寧な器面調整が認められる。胎土に纖維を含む。口縁部文様帶は半截竹管状の工具を用いて横位に区画し、区画内を2段の鋸歯状文を施文して、くずれた菱形文を構成している。また、下端区画線内的一部に爪形が認められる。胴部文様は無節R及びL縄文の横位施文により、菱形を構成する。

8は口縁部が外反する深鉢形土器口縁部破片である。器面の摩滅が著しく、胎土に纖維を含む。口端部は水平に面取りされ半截竹管状工具による平行沈線を施文する。また、沈線内に爪形が認められる。

13は深鉢形土器胴部破片で、胎土に纖維を含む。文様は地文に単節RL縄文を横位に施文し、半截竹管状工具により、渦巻文を描くが、独立したモチーフか付加文かの判別はできない。

以上第1群土器は繩文時代前期中葉黒浜式ないしは、それに並行する時期に該当する。

#### 第2群土器（第7図14）

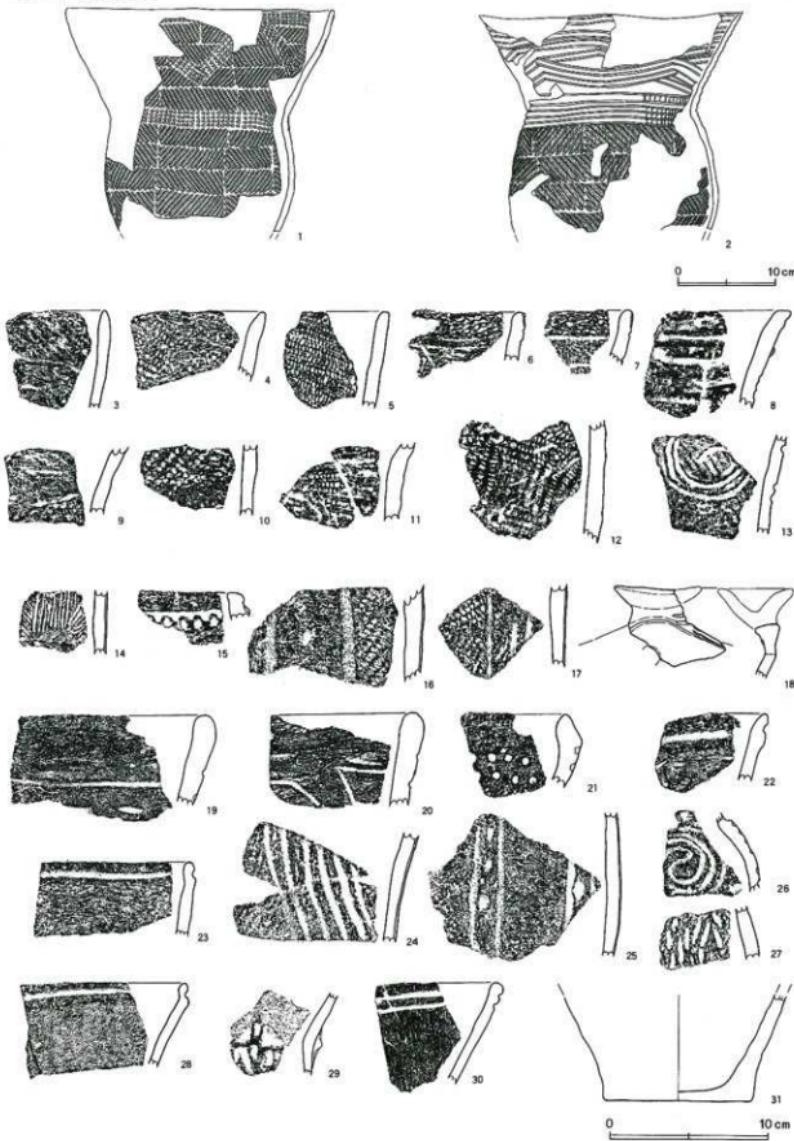
14は朝顔形を呈する深鉢形土器胴部破片である。多条沈線を縦位及び斜位に施文する。繩文時代前期後葉諸磧C式に該当する。

#### 第3群土器（第7図15～17）

15はキャリバー形深鉢口縁部破片である。口唇部に横位の沈線を引き、その上を棒状工具により交互刺突する。

16・17はキャリバー形深鉢胴部破片である。いずれも幅広の磨消懸垂文を施文する。繩文時代中期後葉加曾利E II式に該当する。

第7図 繩文式土器



#### 第4群土器（第7図18~21）

18は4単位波状口縁を呈し、胴部が強く縦れる精製深鉢形土器口縁部破片である。波頂部に環状の把手が付き波頂下に円形孔が開く。口端部は「く」字状に内屈し、波頂下の円形の盲孔を起点として2条の沈線が引かれる。

19・20は胴部が緩やかに縦れる精製深鉢形土器口縁部破片である。沈線により区画文を描き、区画内を刺突により充填する。

21は精製深鉢形土器口縁部破片である。口端部は「く」字状に内屈し、棒状工具による2列の円形刺突が施文される。

21を除き縄文時代後期初頭称名寺Ⅱ式の範疇に属する。

#### 第5群土器（第7図22~31）

22・23は精製深鉢形土器口縁部破片である。口唇部に横位の沈線を施文する。24は精製深鉢形土器胴部破片である。集合沈線により縦位のモチーフを描く。

25は胴部がやや張る深鉢形土器胴部破片である。2条1対の懸垂線内を刺突突列により充填する。

26は注口土器胴部破片である。沈線により渦巻文を描く。

27は胴部の張る深鉢形土器胴部破片である。棒状工具による「へ」字状または、縦位の列点を施文する。

28・29は胴部が強く縦れ口縁部が外反する精製深鉢形土器口縁部及び、胴部破片である。口端部は「く」字状に内屈し直下に横位の沈線が引かれる。また、口端部から垂下する断面三角形の微隆起線が認められる。胴部屈曲部は横位の微隆起線で区画し両端を棒状工具で押された「8」字浮文が付く。この浮文を中心として下に沈線による半円形のモチーフが描かれる。

30は精製浅鉢形土器口縁部破片である。口縁直下に2条の横位沈線が施文される。

31は深鉢形土器底部破片である。

以上第5群土器は縄文時代後期前葉塙内Ⅰ式土器に該当するが、28~30はより新しい様相を示す。

#### (2) 石器

遺跡内から出土した石鎌・打製石斧・磨製石斧・環状石斧・敲石・両頭尖頭器・・が出土した。

##### 石鎌（第8図1~4）

1は凹基有茎式石鎌である。先端部及び基部を欠損する。先端部は厚みがあり断面菱形を呈す。側縁部は表裏面からの調整によって成形されているが、最終調整は表面基部から先端部に向かって剥離が施されている。石材は頁岩で長さ5.0cm、幅2.4cm、厚さ0.6cm、重さ6.24gである。

2は凹基無茎式石鎌である。先端部及び基部を欠損する。側縁部は両面からの交互剥離によって成形され、裏面に主要剥離面を残す。基部の抉り込みは浅い。石材はチャートで長さ2.5cm、幅1.3cm、厚さ0.4cm、重さ1.77gである。

3は凹基無茎式石鎌である。先端部及び基部を欠損する。側縁部は両面からの交互剥離によって成形され細かい鋸齒状を呈する。基部の抉り込みは浅い。石材は黒曜石で長さ2.1cm、幅1.0cm、厚さ0.3cm、重さ0.71gである。

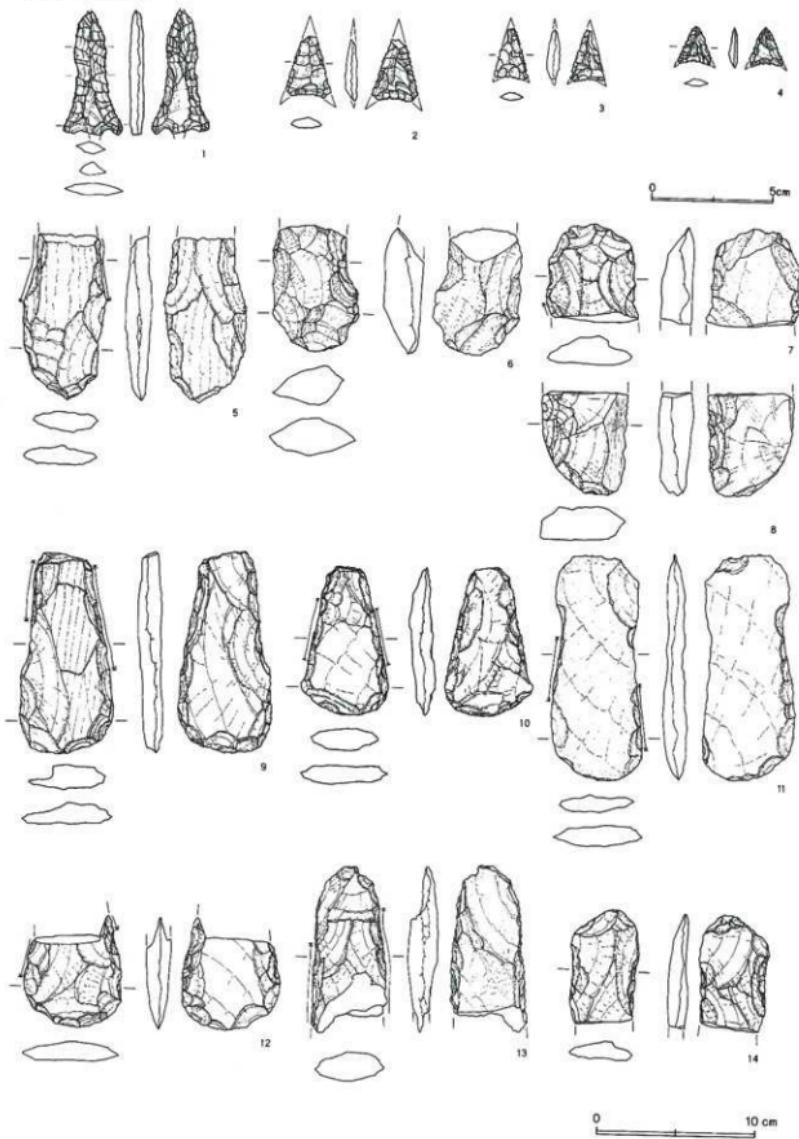
4はやや小ぶりの凹基無茎式石鎌で、基部を欠損する。側縁部は両面からの交互剥離によって成形され裏面に主要剥離面を残す。基部の抉り込みは浅い。石材は黒曜石で長さ1.5cm、幅1.0cm、厚さ0.3cm、重さ0.44gである。

##### 打製石斧（第8図5~第10図30）

5は不定形の打製石斧で、頭部を欠損する。表裏面に自然面を残し、両側縁及び刃部に調整剥離を施して成形している。両側縁部は浅い抉り込みが入り一部摩滅している。また、刃部は主に表面からの調整剥離が施され鋭角を作出している。石材は網雲母片岩で長さ10.1cm、幅4.0cm、厚さ1.2cm、重さ105.31gである。

6はやや厚みのある不定形の打製石斧で、頭部を欠損する。両側縁及び刃部に調整剥離を施して成形している。片側縁部は浅い抉り込みが入るが、全体に摩滅部分が認められず未製品の可能性がある。石材は粘板

第8図 石器(1)



岩で長さ7.7cm、幅4.5cm、厚さ2.4cm、重さ110.40gである。

7は不定形を呈すると考えられる打製石斧で、刃部を欠損する。裏面に側縁部方向からの敲打による主要剥離面を残し、両側縁及び頭部に調整剥離を施して成形している。片側縁部は浅い抉り込みが入り摩滅が認められる。石材は粘板岩で長さ6.0cm、幅5.3cm、厚さ1.8cm、重さ84.84gである。

8は不定形の打製石斧で、頭部を欠損する。表面裏面一部に自然面を残し、片側縁及び刃部に調整剥離を施して成形している。表面片側縁部自然面に線条痕が認められ、同裏面に調整剥離が密に施されていることから刃部として使用された可能性がある。石材は粘板岩で長さ6.3cm、幅5.2cm、厚さ2.0cm、重さ103.82gである。

9は撥形の打製石斧である。表面裏面に自然面を残し、裏面に側縁部方向からの敲打による主要剥離面を残す。両側縁及び刃部に調整剥離を施して成形している。両側縁部頭部よりに摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は網雲母片岩で長さ12.3cm、幅4.8cm、厚さ1.5cm、重さ127.09gである。

10は撥形の打製石斧である。表面裏面に主要剥離面を残す。表面裏面全周に丁寧な調整剥離が施されている。両側縁部に摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は粘板岩で長さ9.1cm、幅4.2cm、厚さ1.3cm、重さ78.97gである。

11は刃部開脚角度の弱い撥形の打製石斧である。表面に節理面を残し、裏面に刃部方向からの敲打による主要剥離面を残す。素材が薄いため粗雑な調整剥離のみで成形が行われている。両側縁部頭部より浅い抉り込みがあり、摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材はホルンフェルスで長さ13.8cm、幅4.7cm、厚さ1.0cm、重さ140.26gである。

12は撥形を呈すると考えられる打製石斧である。頭部方向半分を欠損する。裏面に刃部方向からの敲打による主要剥離面を残す。刃部及び両側縁部に丁寧な調整剥離を施して成形している。両側縁部に摩滅が認め

られる。刃部は曲線刃である。石材は粘板岩で長さ6.9cm、幅6.0cm、厚さ1.2cm、重さ67.77gである。

13は撥形の打製石斧で、刃部を欠損する。頭部は粗雑な成形剥離により薄く作出している。両側縁部は丁寧な調整を施し、いずれも摩滅が認められる。石材は粘板岩で長さ10.2cm、幅4.3cm、厚さ1.8cm、重さ94.89gである。

14は短冊形または撥形を呈する打製石斧である。刃部を欠損する。両側縁に丁寧な調整剥離を施しているが摩滅は認められない。石材は粘板岩で長さ7.0cm、幅3.9cm、厚さ1.1cm、重さ49.27gである。

15は側縁部に抉り込みが入る撥形の打製石斧である。表面に自然面を残し、裏面に頭部方向からの敲打による主要剥離面を残す。全周に粗雑な調整剥離を施して成形している。両側縁部に摩滅が認められる。刃部は曲線刃で薄く作出している。石材はチャートで長さ16.8cm、幅5.1cm、厚さ1.9cm、重さ278.33gである。

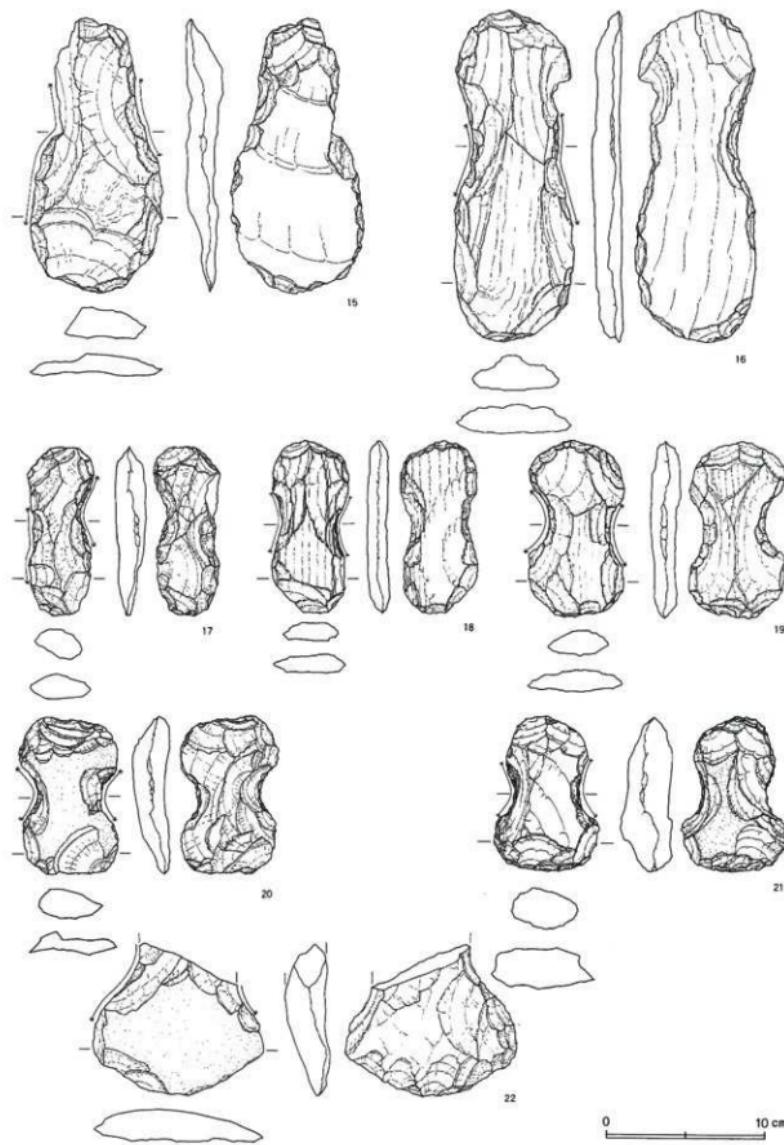
16は抉り込みの浅い分銅形の打製石斧である。表面裏面に自然面を残し、表面から主に成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは浅く、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は網雲母片岩で長さ20.3cm、幅5.4cm、厚さ2.1cm、重さ366.58gである。

17は抉り込みの浅い分銅形の打製石斧である。厚みがあり表面に多くの成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは浅く、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部はやや鋭角に作出している。石材は粘板岩で長さ10.3cm、幅2.9cm、厚さ1.8cm、重さ90.97gである。

18は抉り込みの浅い分銅形の打製石斧である。表面裏面に自然面を残し、表面から主に成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは浅く、粗雑な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は網雲母片岩で長さ10.5cm、幅3.5cm、厚さ1.1cm、重さ86.37gである。

19は分銅形の打製石斧である。表面に自然面を残し、表面裏面から成形剥離が施されている。両側縁部の抉

第9図 石器(2)



り込みは深く、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は綿雲母片岩で長さ10.8cm、幅3.8cm、厚さ1.6cm、重さ138.34gである。

20は厚みのある分銅形の打製石斧である。表面に自然面を残し、裏面から主に成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは深く、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は直線刃である。石材はホルンフェルスで長さ9.6cm、幅4.0cm、厚さ1.8cm、重さ137.63gである。

21は厚みのある分銅形の打製石斧である。裏面に自然面を残し、表面に主要剥離面が施されているため、再加工品の可能性がある。両側縁部の抉り込みは深く、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃で丁寧な調整剥離が施される。石材は粘板岩で長さ9.6cm、幅4.1cm、厚さ2.6cm、重さ195.26gである。

22は大型の分銅形打製石斧で、頭部を欠損する。表面に自然面を残し、裏面から主に成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは深く、粗雑な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃で主に裏面からの調整剥離が施されている。石材はホルンフェルスで長さ9.3cm、幅10.5cm、厚さ1.9cm、重さ262.97gである。

23は分銅形の打製石斧である。表面に自然面を残し、裏面に頭部方向からの主要剥離面を残す。両側縁部の抉り込みは深く、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃で鋸利である。石材は粘板岩で長さ12.6cm、幅5.6cm、厚さ2.0cm、重さ277.56gである。

24は抉り込みが偏る分銅形の打製石斧である。表面に自然面を残し、裏面から主に成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは偏るが、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃で、主に裏面からの調整剥離が施されている。石材は綿雲母片岩で長さ11.2cm、幅4.8cm、厚さ1.7cm、重さ210.58gである。

25は抉り込みが偏る分銅形の打製石斧である。表裏面に自然面を残し厚みがある。両側縁部の抉り込みは偏り、粗雑な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は粘板岩で長さ9.5cm、幅5.4cm、厚さ2.4cm、重さ160.72gである。

26は抉り込みが偏る分銅形の打製石斧である。表裏面に自然面を残し、両面から成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは偏るが、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は粘板岩で長さ9.9cm、幅5.5cm、厚さ2.2cm、重さ197.32gである。

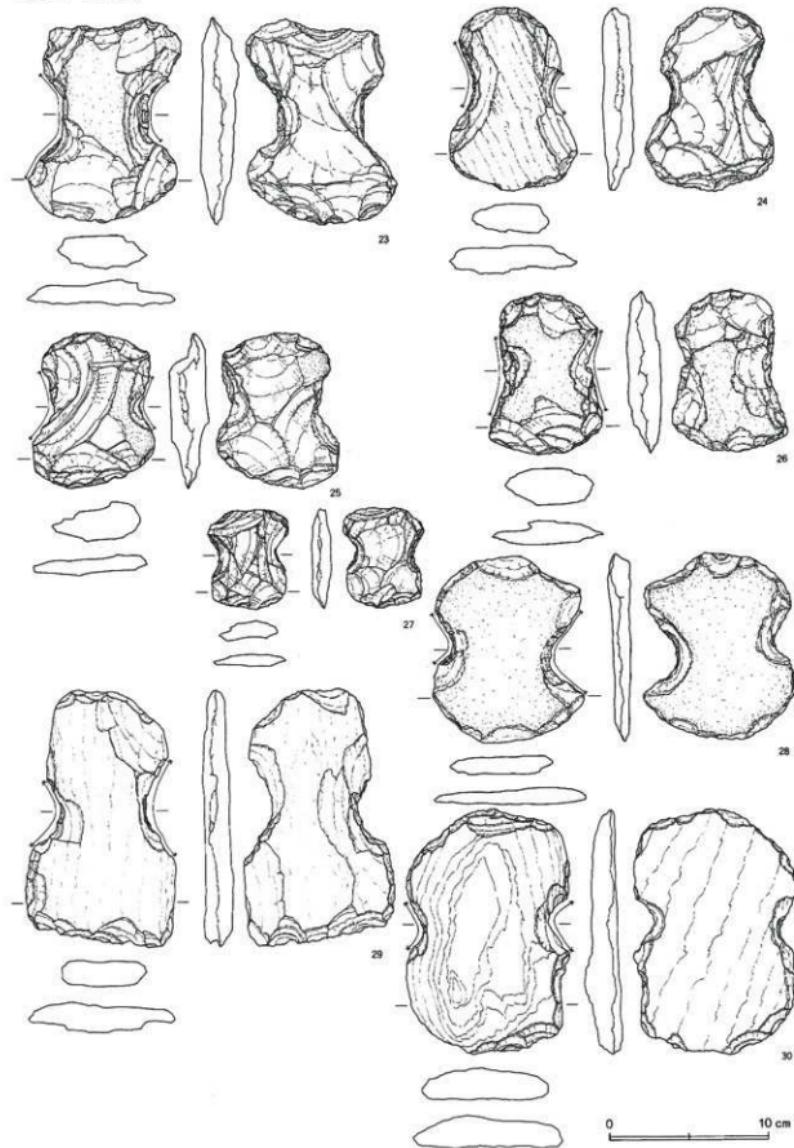
27は小型の分銅形打製石斧である。両面から成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みはやや浅く、丁寧な調整剥離が施されるが、摩滅は認められない。刃部はやや直線的である。石材はホルンフェルスで長さ6.1cm、幅3.7cm、厚さ1.0cm、重さ46.93gである。

28は抉り込みが偏る分銅形の打製石斧である。素材に扁平の礫を用い、全周に粗雑な成形剥離を施している。両側縁部の抉り込みは深く、丁寧な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は安山岩で長さ11.4cm、幅6.2cm、厚さ1.1cm、重さ185.58gである。

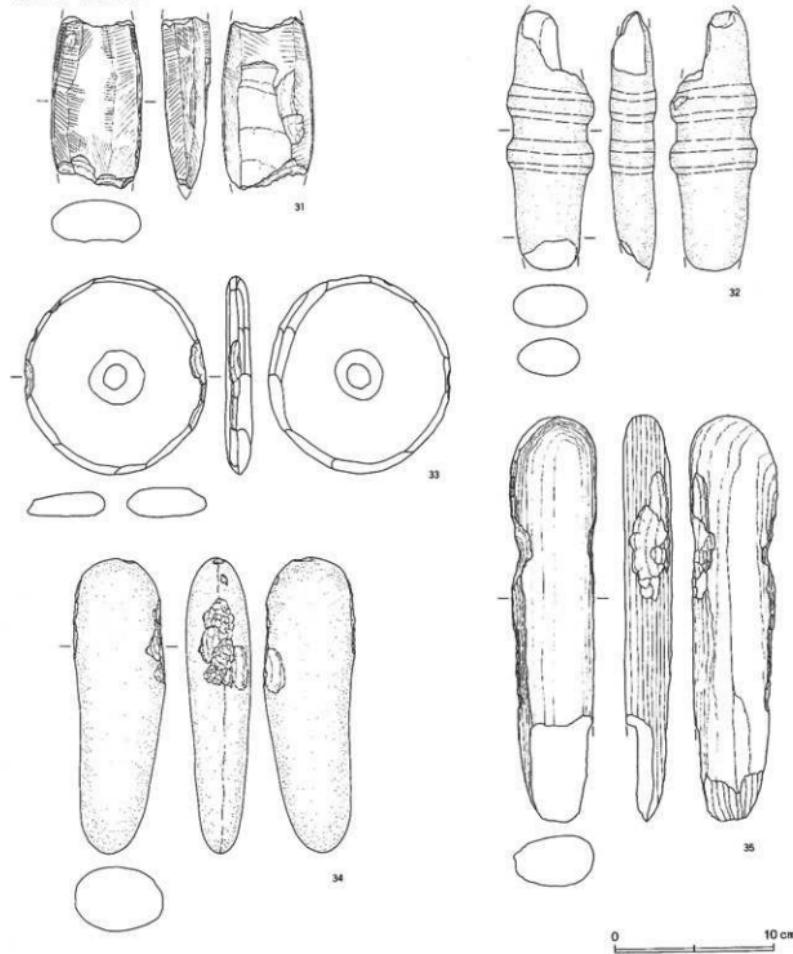
29は大型の分銅形打製石斧である。表面に自然面を残し全周に粗雑な成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは浅く、粗雑な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は直線刃である。石材は綿雲母片岩で長さ15.6cm、幅5.3cm、厚さ1.5cm、重さ371.74gである。

30は抉り込みの浅い分銅形の打製石斧である。表面に自然面を残し裏面に節理面を残す。扁平な素材の一部に粗雑な成形剥離が施されている。両側縁部の抉り込みは浅く、粗雑な調整剥離が施され、いずれも摩滅が認められる。刃部は曲線刃である。石材は綿雲母片岩で長さ15.0cm、幅7.8cm、厚さ1.9cm、重さ444.45gである。

第10図 石器(3)



第11図 石器(4)



#### 大型蛤刃磨製石斧（第11図31）

31は大型蛤刃磨製石斧である。頭部を欠損し、刃部も使用により欠損している。裏面に成形時の剥離痕跡が残る。全面に最終調整の擦痕が認められる。両側縁部には僅かに稜が作出されている。石材は粘板岩で長

さ10.3cm、幅5.5cm、厚さ2.5cm、重さ285.70gである。

#### 独鉋石（第11図32）

32は独鉋石で両側先端部を欠損している。また、裏面方向に僅かに湾曲している。全体によく研磨されて

いるが、握部及び側縁部の稜は明瞭でない。石材は縞簾片岩で長さ15.8cm、幅5.9cm、厚さ2.8cm、重さ352.33gである。

#### 環状石斧（第11図33）

33は環状石斧である。素材に板状の礫を用い全周を粗く敲打した後、丁寧に研磨している。中央には両側からの穿孔による円形孔がある。石材は網雲母片岩で径12.1cm、厚さ1.8cm、穿孔径1.4cm、重さ362.38gである。第11図34は敲石である。細長い自然縁の上部両側縁部に敲打痕が認められる。石材は砂岩で長さ18.1cm、幅5.5cm、厚さ3.9cm、重さ558.2058gである。

#### 敲石（第11図34・35）

35は敲石である。細長い自然縁の上部両側縁部に敲打痕が認められる。石材は網雲母片岩で長さ24.9cm、幅5.0cm、厚さ3.0cm、重さ627.57gである。

#### 抉入尖頭器（第12図36）

36は、S24グリッドから出土した網雲母片岩製の抉入尖頭器である。長さ23.2cm・最大幅9.0cm・厚さ1.8cm、重量614.71gの大形例である。石器正面の表面には赤い筋状の模様が浮かび、性状はやや紅簾片岩にちかい。扁平な石材の正・裏面に自然面を残し、周囲をめぐるような加工を施しながら外形を形作っている。抉入部を側面から見ると、繰り返された敲打によって崩れたような状態である。しかしそそれを除けば全体に風化の度合も弱く、新鮮で銛利な縁刃を保持している。先端角は約80度、基端角は約85度で、頭部のほうが基部よりもやや大きめに作られている。基部の左右は加工の結果で非対称となっているが、よく似た菱形にちかい外形の頭部と基部が、抉入部で連結されたようである。

#### 抉入石匙（第12図37）

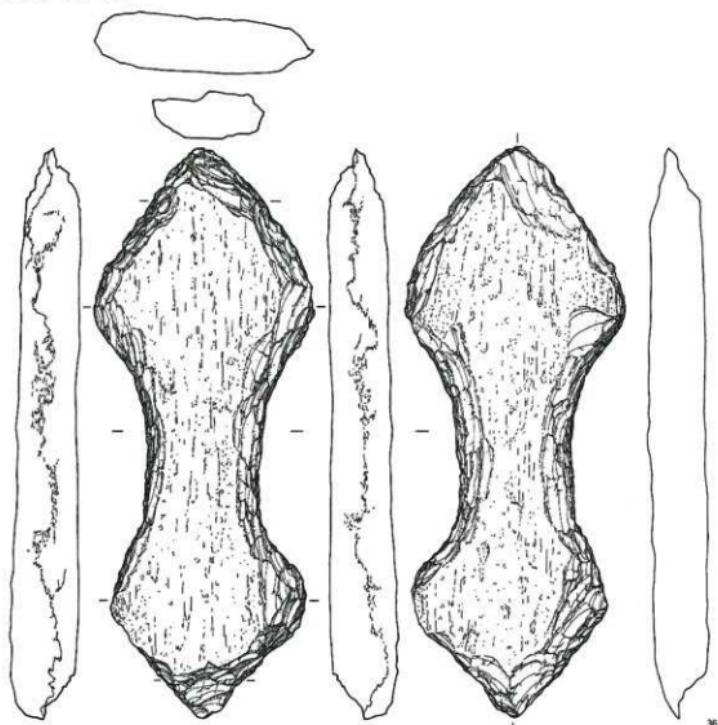
37は、SD97から見つかった粘板岩製の縦長石匙である。無論、同時期の遺構伴出例ではない。長さ9.0

cm・最大幅4.6cm・厚さ1.0cm、重量31.54gである。先細りの剥片の打面方向をつまみ部として、主に正面から裏面への加工によって作り出している。自然面の残る正面左側縁が、浅い加工によって凹凸を描いている。こうした石匙を特に「抉入石匙」と呼び（田中1995：p.16～52）、出土場所は異なるが、前述した抉入尖頭器とは同じ抉入意匠の石器として密接な繋がりを持つものである。

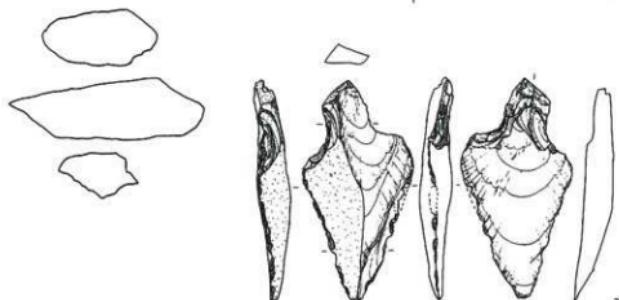
筆者の調査では抉入尖頭器は全国で約50遺跡、70点以上が確認されている（田中1995）。総点数では多いようにも思えるが、中堀遺跡から出土した抉入尖頭器は関東地方で4例目、県内では飯能市小岩井渡場跡に次いで2例目という希少なものである。分類上はII類の抉入尖頭器にあてはまるが（田中1995：p.25）、ただしII類もいくつかに细分される可能性がある。本例は上下対称にちかい菱形の頭部・基部によって特徴づけられ、北海道名寄市日進六線や新潟県高根、ミニチュアでは富山県平岡・野地島に類例が求められる。同じ県内の渡場跡11号住居址出土例は両端の角度がより鋭角で、頭部・基部の大きさの違いも明確である（飯能市教育委員会 1977）。中堀遺跡からは関山II式末から黒浜式古期の土器片が出土している。北海道に類例が求められることと、そして土器型式の上からも中堀跡は渡場よりも後出といえよう。

渡場跡は住居址出土例として抉入尖頭器の縦年上の基本資料であるが、中堀跡は残念ながら遺構から出土したものではない。しかし別の意味で渡場跡以上の意味を持っている。それは外形から導かれる北海道とのつながりと同時に、用いられている石材にある。抉入尖頭器が出土した関東地方の他の三遺跡、渡場・群馬県黒井峯・千葉県境No.2遺跡ではII類抉入尖頭器のすべてに頁岩が使用されている。この現象は出現期であるI類の抉入尖頭器のほとんどが、頁岩の原産地である南東北で一手に製作されたことを引き継いだためであろう。頁岩製であることこそ、山岳地で開花した狩獵文化を誇示する最良の条件であったろう。しか

第12図 石器（5）



36



37

5mm

し時代が下り造形物の方に主眼が置かれるようになる。Ⅲ類を中心には北海道では黒曜石、西日本ではサヌカイトが石材としてさかんに重用され、製作の拠点はいわゆる在地の石材を産出する地域に移行した。秩父地方の三波川変成岩類である網雲母片岩で作られた中壺例は、まさにこうした抉入尖頭器の歴史的な背景を如実に示すものである。中壺を契機として、種々の石

材で形作られたⅡ類の末期やⅢ類の抉入尖頭器の類例が今後は増加することだろう。抉入尖頭器と抉入意匠の終焉は、これらの石器群が解明の鍵を握っている。

#### 参考文献

- 田中英司 1996 「抉入意匠の石器文化」物質文化第59号  
飯能市教育委員会 1977 『小岩井渡場遺跡発掘調査概報』

## 2 古墳時代

中掘遺跡では、古墳時代前期の集落跡を検出した。

集落跡の構成は、竪穴式住居跡6軒と1条の溝跡から構成されていた。土壇やその他の遺構を確認することができなかったが、集落跡は、砂利採集で失われた

南側へさらに伸びていたと推定した。

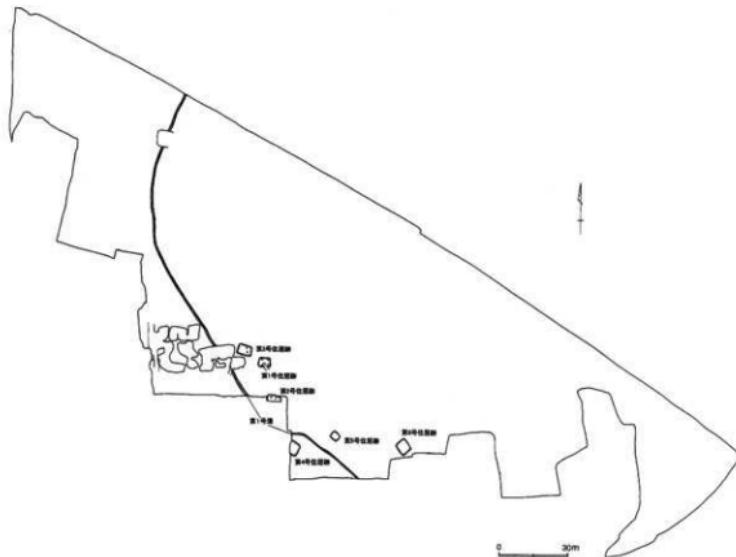
遺構確認面は、古代の遺構が確認された砂利層の直上で確認できた。しかし覆土の色調や粘性・しまり具合など地山と大変共通しており、確認は困難であった。

### (1) 竪穴式住居跡

竪穴式住居跡は、東一西から北西一南東が長手方向となる方形の掘り起きたであった。炉跡の確認できたのは、第5号住居跡のみである。床面には、第3・6号住居跡を除き4本の主柱が確認できた。

出土した遺物は、古墳時代前期五領式土器である。甕・S字口縁台付甕・小形甕・高杯・椀・鉢などが出士した。特筆できる遺物として碧玉製の2点の管玉をあげることができる。

第13図 古墳時代全体図



### 第1号住居跡（第14図・第15図）

Q-12グリッドに確認した。

第3号住居跡の南東4mに位置した。周辺には、古代の遺構が密集し、南壁は、古代の溝によって破壊されていた。

炉は、検出できなかった。

住居跡の形状は長方形で、規模は長辺5.09m・短辺4.12m・深さ0.16mであった。

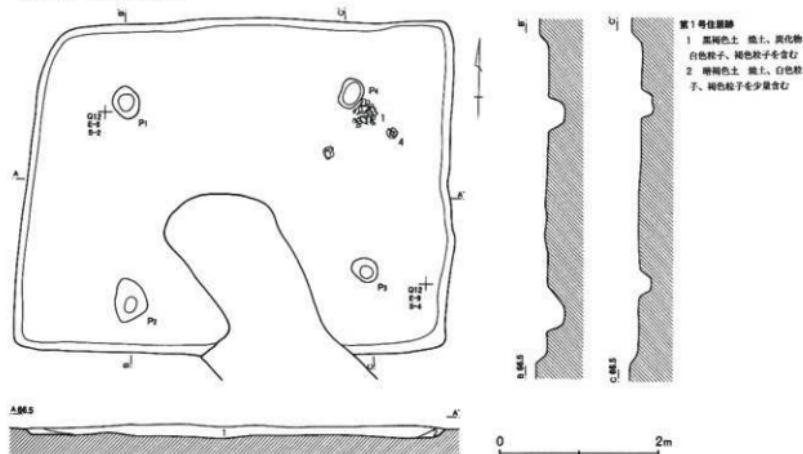
主軸方向は、N-89°-Eであった。

柱穴を4基検出した。P1は長軸0.4m・短軸0.33m・深さ0.2m、P2は長軸0.54m・短軸0.41m・深さ0.23m、P3は長軸0.34m・短軸0.29m・深さ0.15m、P4は長軸0.37m・短軸0.27m・深さ0.18mであった。

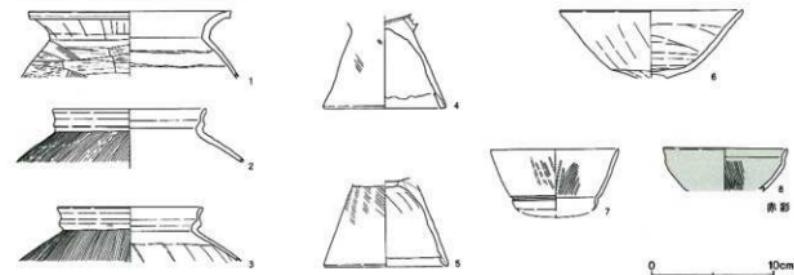
P4の脇から甕（1）・台付甕脚部（4・5）・高杯（6）がまとまって出土した。

1～8は、土師器である。1は甕口縁部、2・3は台付甕口縁部、4・5は台付甕脚部、6は高杯环部、7は小形甕、8は掬である。

第14図 第1号住居跡



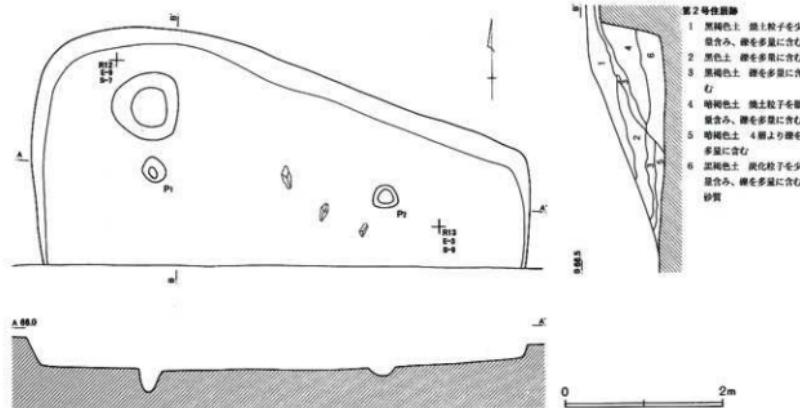
第15図 第1号住居跡出土遺物



第1表 第1号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
1	台付甕	(16.8)	5.7		A, B, C, E, G, I	不 良	棕 明	30	
2	台付甕	(12.8)	4.5		A, B, C, E, G, I	不 良	棕 黄	40	
3	台付甕	(12.0)	4.5		A, B, C, E, G, I	不 良	棕 黄	25	
4	台付甕	10.2	7.7		A, B, C, E, G, I	不 良	棕 黄	70	
5	台付甕	10.4	7.3		A, B, E, G, I	不 良	棕 黄	30	
6	高坏	(15.2)	5.5		A, B, C, E, G, I	良	棕 黄	30	
7	小型甕	(10.6)	5.1		A, B, C, E, G, I	良	棕 黄	50	
8	小型甕	(10.2)	3.5		A, B, C, I	良	棕 黄	20	

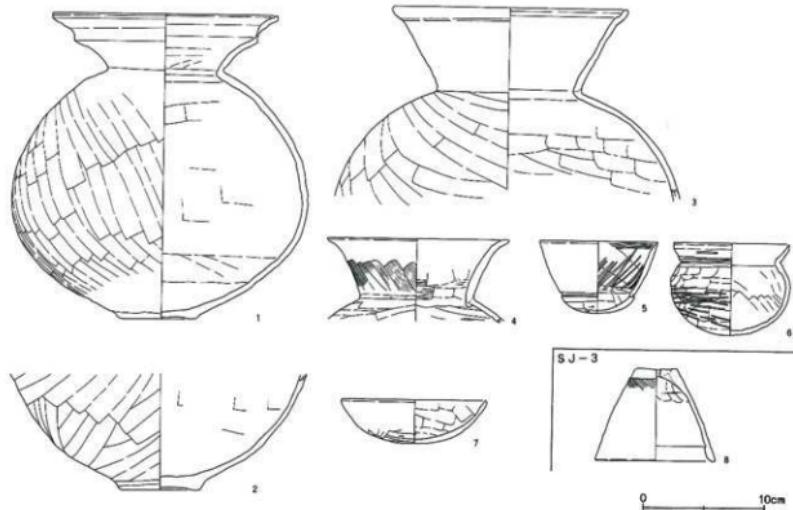
第16図 第2号住居跡



第2表 第2号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
1	甕	18.7	24.8	6.6	A, B, C, E, G, I	良	好 にぶい黄	90	
2	甕	(6.4)	14.4		A, B, C, E, G, I	良	好 にぶい黄	40	
3	甕	(19.8)	20.6		A, B, C, E, G	良	好 棕	50	
4	甕	(15.0)	6.7		A, B, C, E, G	良	好 棕	25	
5	小型甕	(9.8)	5.9		A, B, C, E, G	良	好 棕	40	
6	小型甕	9.6	7.5		A, B, C, E, G, I	良	好 にぶい黄	100	
7	鉢	12.0	3.6		A, B, C, E, G, I	良	好 にぶい赤褐	70	
8	台付甕	(10.0)	7.5		A, B, C, E, F, G, I	良	好 にぶい黄褐	20	

第17図 第2号住居跡出土遺物



#### 第2号住居跡（第16図・第17図）

R-12・13グリッドに確認した。

第1号住居跡の南15mに位置した。住居跡の南半分は、調査区外のため規模など明らかにできなかつたが、方形と推定した。残存した北壁は、長さ6.20m・深さ0.92mであった。

主軸方向は、N-85°-Eであった。

炉は、検出できなかつた。北西隅に径0.83m・深さ0.3mの貯藏穴を検出した。

柱穴を2基検出した。P1は径0.33m・深さ0.31m、P2は径0.32m・深さ0.1mであった。

1～8は、土師器である。1は壺、2は壺底部、3・4は壺口縁部、5・6は小形壺、7は鉢、8は台付甕脚部であった。

#### 第3号住居跡（第18図）

P・Q-11・12グリッドに確認した。

第1号住居跡の北西4mに位置した。周辺は、古代

の遺構が密集し、住居跡の東半や南西隅が古代の遺構によって破壊されていた。

住居跡の形状は長方形で、規模は長辺6.52m・短辺4.31m・深さ0.20mであった。

主軸方向は、N-73°-Eであった。

炉や小穴は、検出できなかつた。

遺物は小破片のみで、図示できなかつた。

#### 第4号住居跡（第19図・第20図）

T・U-13・14グリッドに確認した。

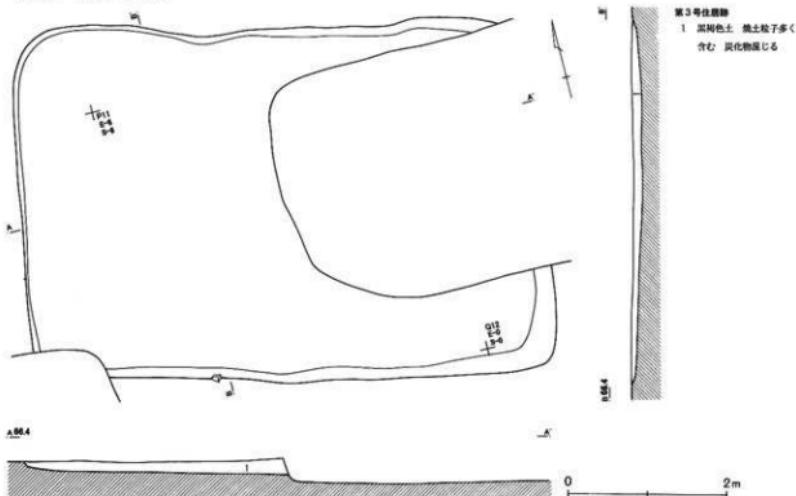
第5号住居跡の南西18mに位置した。古代の第180号住居跡の床面精査の作業中に検出した。南西隅は、砂利採集のため削平されていた。

住居跡の形状は、南東にやや張り出す不整形であった。規模は長辺5.83m・短辺4.87m・深さ0.38mであった。

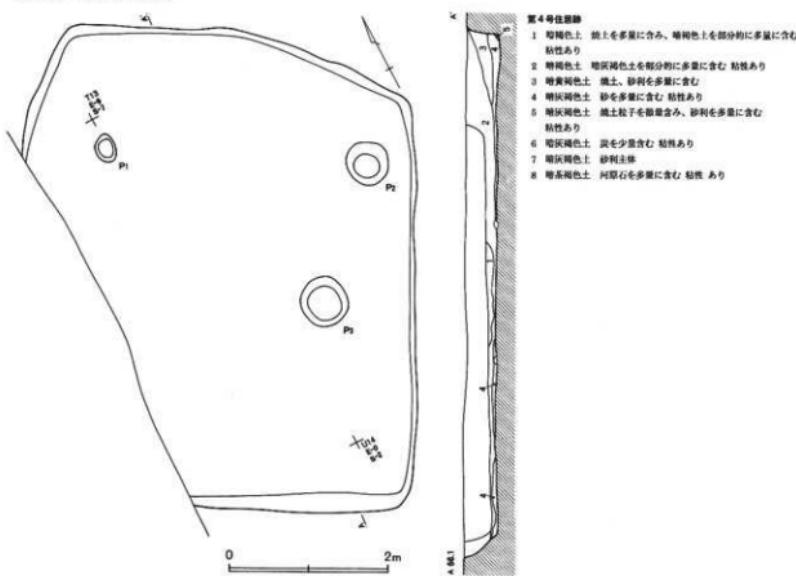
主軸方向は、N-28°-Wであった。

3基の小穴を検出した。P1は長軸0.35m・短軸

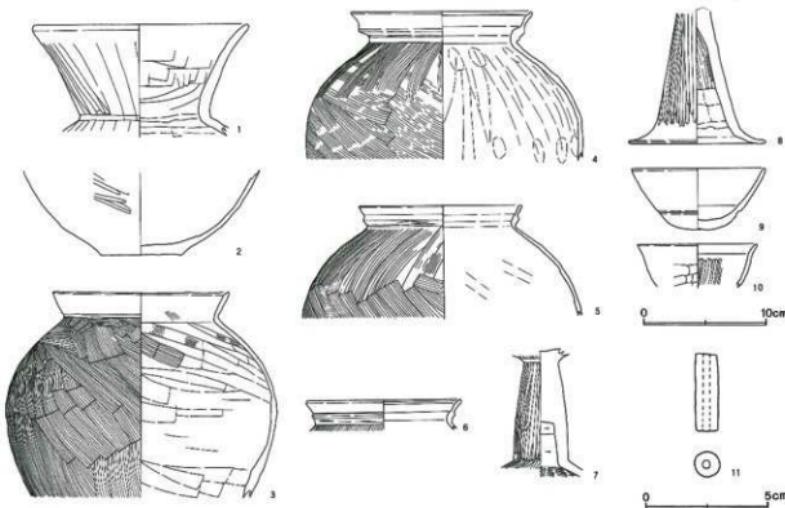
第18図 第3号住居跡



第19図 第4号住居路



第20図 第4号住居跡出土遺物



第3表 第4号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
1	壺	17.8	9.2		A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい褐	90
2	壺		7.0	6.8	A, B, C, E, G	良	好	橙	60
3	台付壺	14.6	16.8		A, B, C, E, G, I	良	好	灰黄褐	50
4	台付壺	15.1	12.3		A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい褐	70
5	台付壺	(13.4)	9.2		A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい褐	30
6	台付壺	(13.0)	2.5		A, B, C, E	良	好	にぶい赤褐	30
7	高杯		10.5		A, B, C, E, G, I	良	好	橙	90
8	高杯		11.2	11.5	A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい赤褐	70
9	小形壺	11.1	5.1		A, B, C, E, G	良	好	橙	70
10	管	(10.0)	3.6		A, B, C, E, G	良	好	にぶい橙	5
11	管玉								

0.26m・深さ0.15m、P2は径0.55m・深さ0.28m、

P3は径0.58m・深さ0.22mであった。

遺物は、P2から北東隅にかけてまとまって出土した。

1~10は、土師器である。1は壺口縁部、2は壺底部、3~6は台付壺、7~8は高杯脚部、9は小形壺、10は管である。

11は○○石製の管玉である。

#### 第5号住居跡（第21図・第22図）

T-15グリッドに確認した。

第4号住居跡の北東18mに位置した。周辺は、古代の遺構がやや密集し、確認に手間取った。

住居跡の形状は方形で、規模は長辺3.81m・短辺3.13m・深さ0.12mであった。

主軸方向は、N-45°-Eであった。

住居跡の中央に2基の炉を並んで検出した。いずれも砂質の黄褐色土で掘り方を埋めていた。掘り方の規

模は、1号炉跡が長軸0.44m・短軸0.31m・深さ0.07m  
m、2号炉が長軸0.48m・短軸0.45m・深さ0.07mで  
あった。

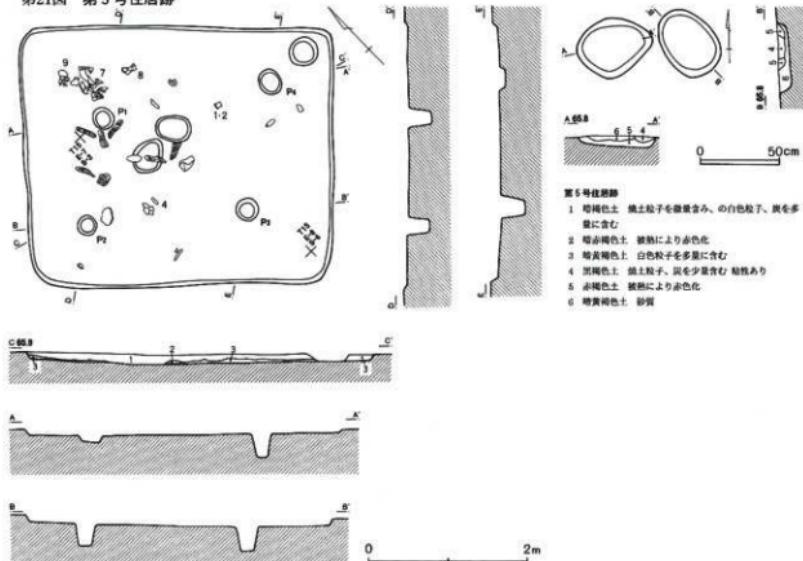
小穴を4基検出した。P1は径0.28m・深さ0.09m・  
P2は径0.25m・深さ0.3m、P3は径0.28m・深さ

0.29m、P4は径0.32m・深さ0.27mであった。

貯蔵穴は北東隅に検出した。形状は円形で、径0.48  
m・深さ0.15mであった。

住居跡の中央やや西寄りに炭化材を出土し、床面も  
被熱により一部赤色化していたことから、いわゆる焼

第21図 第5号住居跡



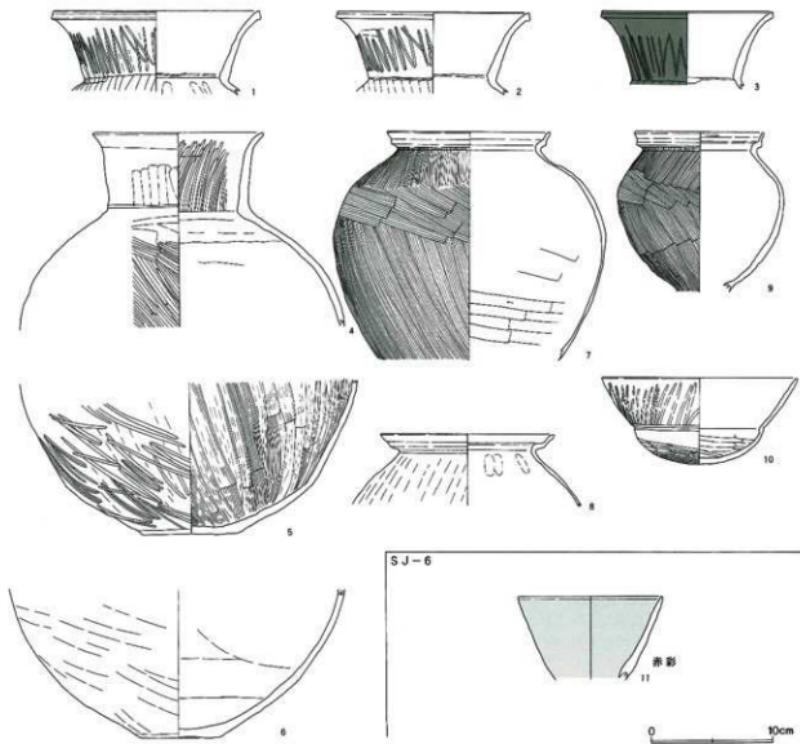
第4表 第5号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
1	壺	(17.4)	6.8		A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい橙	35
2	壺	(16.2)	6.8		A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい橙	30
3	壺	(14.3)	6.4		A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい黄橙	20
4	壺	14.2	15.9		A, B, C, E, G, I	良	好	橙	50
5	壺	12.4	8.0		A, B, C, E, G, I	良	好	橙	50
6	壺	12.0	6.8		A, B, D, G, I	良	好	橙	60
7	台付壺	(13.6)	18.5		A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい橙	50
8	台付壺	(14.4)	5.8		A, B, C, E, G, I	良	好	灰	30
9	台付壺	10.7	13.0		A, B, C, E, G	良	好	橙	80
10	鉢	(16.0)	7.0		A, B, C, E, G, I	良	好	にぶい黄橙	30

第5表 第6号住居跡出土遺物観察表

番号	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
11	小型壺	(12.0)	6.9		A, B, C, E, G, I	良	好	明赤褐	15

第22図 第5・6号住居跡出土遺物



失住居跡と判断した。

遺物は、北西隅から、台付甕（7～9）、住居跡の中央から壺（1・2・4）が出土した。

1～4は壺口縁部、5・6は壺底部、7～9は台付甕、10は小形甕であった。

#### 第6号住居跡（第22図・第23図）

T-18・19、U-18グリッドに確認した。

第5号住居跡から東に30mに位置した。周辺の遺構は、比較的疎らであった。第1層中に古代の土器を含

むことから、古代の住居跡として調査を開始したが、床面から古墳時代前期の土器が出土し、該基の住居跡と判明した。また、多量の川原石が覆土全体に含まれ、調査は困難を極めた。

床面精査中に方形の掘り込みを確認し、断面の観察では明瞭に把握できなかったが、住居跡の拡張かベット状遺構と推定した。

住居跡の形状は方形で、①外法の規模は長辺5.43m・短辺4.92m・深さ0.46mで、②内法の規模は長辺4.16m・短辺4mで、西壁以外に0.6mの掘り残しがあ

った。

主軸方向は、N-38°-W  
であった。

炉や小穴は、検出できなか  
った。

遺物は、小破片が多く、わ  
ずかに土師器の小形壺（11）  
を図示できただけであった。

## （2）溝跡

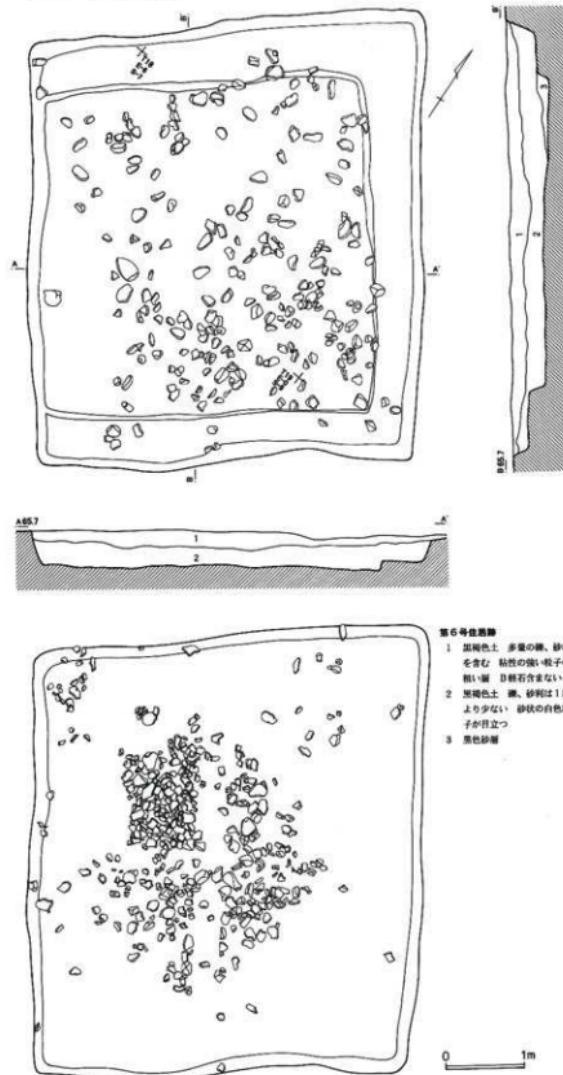
### 第1号溝（第24図）

E・F・N-8・9、G・  
M-8、H・L-7・8、I・  
J・K-7、O-9・10、P  
-10、Q-11、R-11・12、  
T-13・14・15、U-15・16、  
V-16グリッドに確認した。

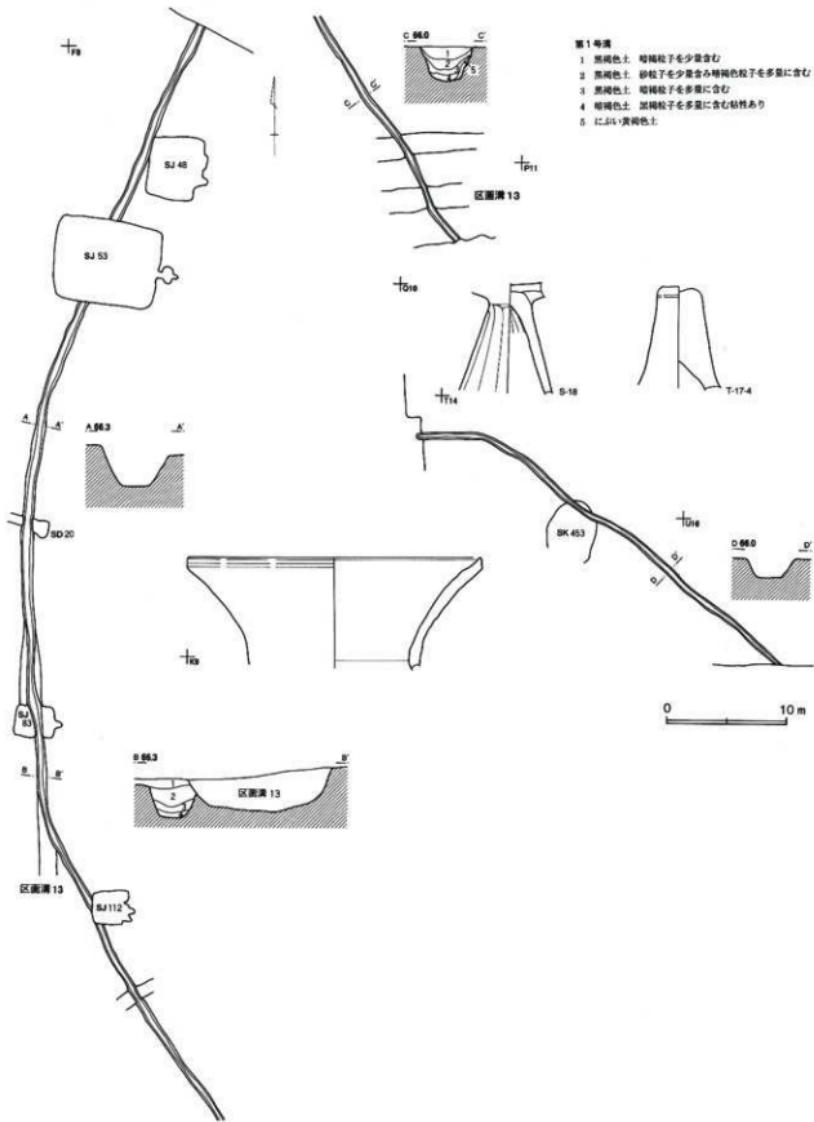
調査区の北側から南側にかけ  
て弓なりに長く延びたのちに、  
第4号住居跡を避けるように、  
小さく曲がって調査区外に続  
いていた。長さ170m・幅0.35  
m・深さ0.45m（最深部）・  
0.2m（最浅部）であった。

遺物は、わずかに古墳時代  
前期の土師器片が出土したの  
みである。

第23図 第6号住居跡



第24図 第1号溝・出土遺物



### 3 古代

中掘遺跡では、平安時代前期を中心とした古代の遺構・遺物を検出した。

遺跡の構成は、竪穴式住居跡258軒、掘立柱建物跡65棟、建物地業跡3棟、区画溝33条、溝42条、集石列1列、柵列23列、道路状遺構2条、橋状遺構1本、土壙730基、土壤群4群、井戸跡3井、竪穴状遺構14基、鍛冶炉跡17基、大甕埋設遺構15基、土器埋設遺構14基、馬骨・人骨出土地点17ヶ所、畝状遺構3ヶ所、風倒木跡1ヶ所と多数の小穴からなっていた。

遺構は、調査区一面に広がり、旧河川を確認した東

南部には、遺構が少なかった。遺跡は、関越自動車道を越えた北側、砂利採集で破壊された南側、そして野菜畑の続く西側へまだ続いていると考えられる。

遺構確認面の上には、古代の土器を含む堆積層が、厚く堆積しており、部分的に焼土層が形成されていた。この古代の堆積層の上部には、浅間山起源のB軽石層(天仁元年：1108年降下)が堆積し、窪地となった竪穴式住居跡では、レンズ状の堆積が確認された。

出土した遺物は、竪穴式住居跡の項で概要を述べた。

第25図 竪穴式住居跡全体図



## (1) 壊穴式住居跡

中堀遺跡で検出された壊穴式住居跡の遺構・遺物の特色について、次に述べることとする。

### a 遺構の特色

#### 分 布

中堀遺跡から検出された古代の壊穴式住居跡は、258軒である。これらの壊穴式住居跡は、遺跡内に多少の濃淡をもって分布している。

分布がやや薄いのは、調査区中央の第20・21号区画溝周辺である。壊穴式住居跡の分布は、大きく分けると、この分布の薄い地域を中心に、西側のエリアと東側のエリアに分けられる。

西側のエリアで特に密に分布していた部分は、第12号区画溝と第16号区画溝により区画される、調査区中央やや北西寄りで、重複が激しく調査は難航した。

そのほか、第1号掘立柱建物跡北側の、第15~23号住居跡、第1号掘立柱建物跡西側の、第24~27号住居跡、第1号井戸北側の、第28~38号住居跡の3ヶ所で、数軒から10軒単位での、壊穴式住居跡のまとまりがみられた。これらの壊穴式住居跡は、いくつの時期にまたがっていることから、近接する場所に連続して壊穴式住居跡が造られていたことが分かる。

また、第1号～3号建物地形跡が検出された、第13号区画溝より南では、壊穴式住居跡は3軒だけと少ない。さらに第16号区画溝より南側、第12号区画溝より北側のエリアでも、比較的分布は薄い。

東側のエリアでは、西側エリアのように壊穴式住居跡の分布が、特に密な部分はみられなかったが、第42号掘立柱建物跡南側の第178～183号住居跡、第4土壤群周辺にみられる第229～252号住居跡、第31号区画溝東側の第253～258号住居跡など、ややまとまりをもつているような部分もある。しかし、いずれもあまり重複関係はみられず、散漫な様相であった。

このような散漫な分布の中で、集石列西側の第203～206号住居跡、第29号区画溝南側の、第220～223号住居跡の2ヶ所では、激しい重複がみられた。これらの

壊穴式住居跡は、重複関係がみられるが、土器にみられる年代観には、ほとんど差が認められなかったことから、短期間に次々と建て替えられていったと考えられる。

壊穴式住居跡の分布が非常に薄いのは、第25号区画溝から北側の部分で、わずかに2軒が検出されただけである。

#### 規 模

中堀遺跡では、平安時代の壊穴式住居跡としては非常に大規模な、面積30m<sup>2</sup>を超えるものが第35・53・76・197・217・223号住居跡の6軒検出された。これらの大型住居跡は、東側と西側のエリアに3軒ずつ分布し、大型住居跡同士は、あまり近接せずに分布している。

#### 構 造

主柱穴が確認できなかったものが251軒とほとんどであった。主柱穴が確認できたものは、大型住居跡6軒の中の4軒だけであり、中堀遺跡の特徴としてあげられる。

また、いわゆる床下土壇が検出された住居跡は、28軒と全体の11%と非常に少ない。床下土壇の覆土中には、焼土が混入している例が多く、使用目的を考える上で重要である。壁溝が検出されている住居跡は43軒、17%と、あまり多くなく、なかでもカマド部分を除いて全局する例は7軒だけである。特に、第220号住居跡では、壁溝内に径0.1m前後の小穴が巡っている。

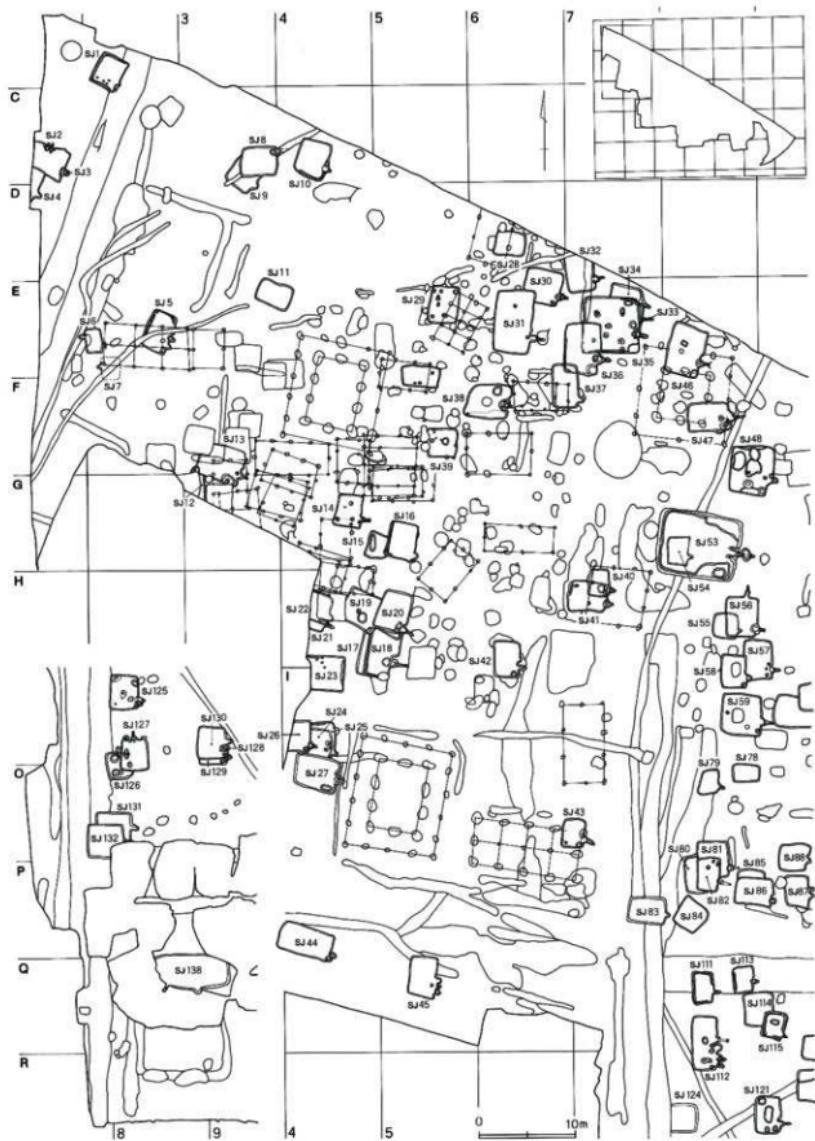
なお、壊穴式住居跡の一覧表に、住居跡の形態分類を記載したが、その分類基準は以下の通りである（第30図）。

A 住居跡の平面形が長方形で、長辺にカマドが付設されるもの。

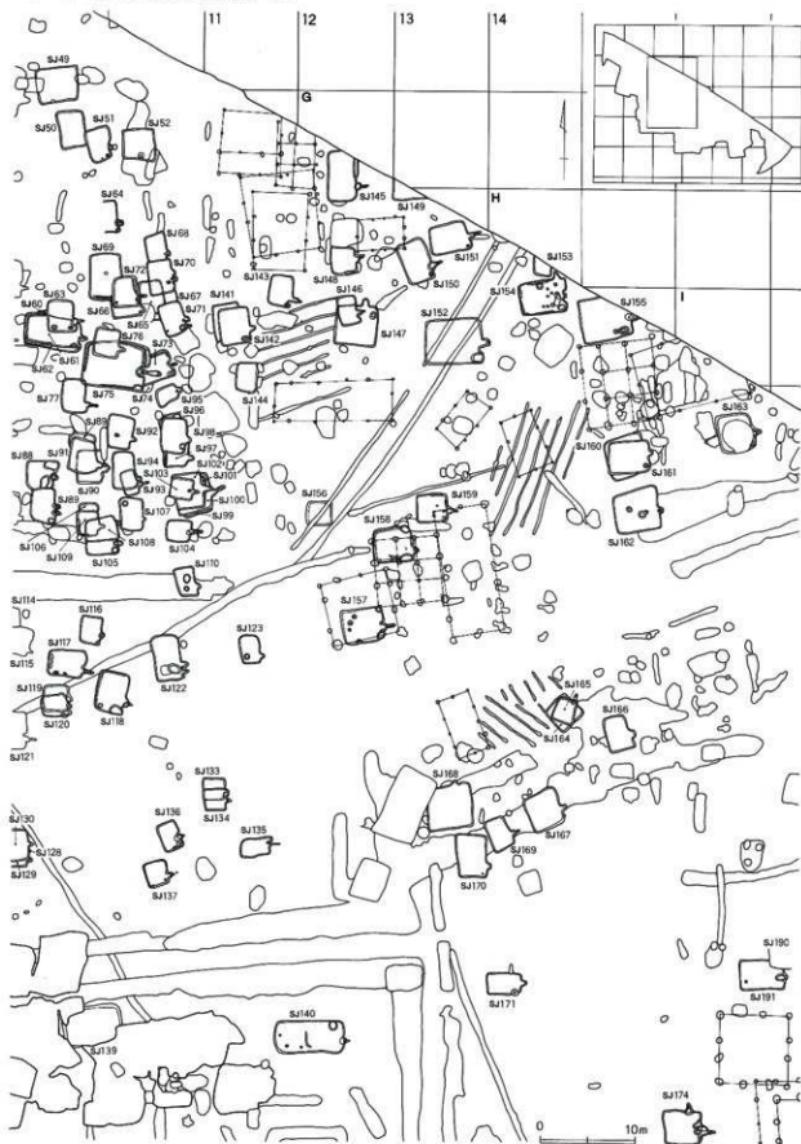
B 住居跡の平面形が長方形で、短辺にカマドが付設されるもの。

C 住居跡の平面形が正方形に近いもの。

第26図 穹穴式住居跡全体図詳細（1）



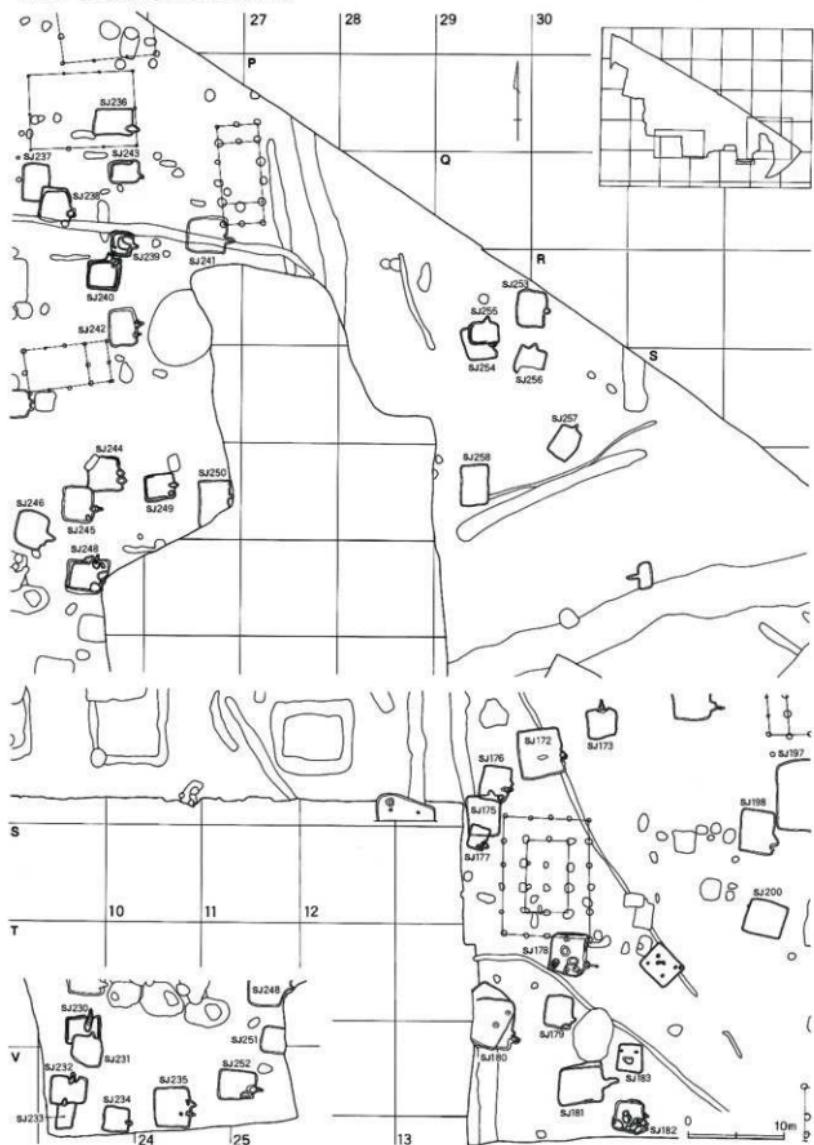
第27図 穫穴式住居跡全体図詳細（2）



第28図 積穴式住居跡全体図詳細（3）



第29図 穫穴式住居跡全体図詳細 (4)



第6表 構造式住居跡一覧表(1)

番号	グリッド	住居跡形態	カマド形態	長径	短径	深さ	住居跡長軸方位	カマド方位	時期
1	B-2/C-2	C	B I	339	296	0.17	N - 25° - E	N - 122° - E	IV
2	C-1/C-2		C	333		0.19	N - 64° - W	N - 23° - E	III
3	C-1/C-2	A	B I	329		0.19	N - 64° - W	N - 23° - E	III
4	C-1/C-2/D-1/D-2		B I	298		0.19		N - 58° - W	IV
5	E-2	A	B I B I	417	291	0.27	N - 25° - E	N - 67° - W N - 64° - W	V
6	E-1/E-2	A	B I	249	173	0.13	N - 3° - W	N - 89° - W	IX
7	E-1/E-2		B I						IV
8	C-3	B	A I a	393	305	0.13	N - 86° - E	N - 85° - E	III
9	C-3/D-3	A	B II	407	294	0.34	N - 38° - E	N - 128° - E	VI
10	C-4	C		398	35	0.23	N - 19° - E	N - 118° - E	VI
11	D-3/E-3/E-4	B		373	254	0.23	N - 70° - W		VI
12	F-3/G-3							N - 5° - E	VI
13	F-3/G-3	B	A I b	477	36	0.39	N - 72° - W	N - 117° - E	III
14	G-4	A	A I b	338	327	0.38	N - 9° - E	N - 102° - E	VI
15	G-4/G-5	B		26	23	0.45	N - 18° - E		VI
16	G-5	A	B I	373	30	0.18	N - 13° - E	N - 76° - W	VI
17	H-4/I-4					4.39	N - 11° - E		IV
18	H-4/H-5/I-4/I-5	A	A I a	52	271	0.5	N - 11° - E	N - 99° - E	V
19	H-4/H-5				354	0.25	N - 65° - W		III
20	H-5	A	A I a	46	319	0.29	N - 18° - E	N - 59° - W	VI
21	H-4		A I			0.61		N - 118° - E	
22	H-4		B I		294	0.08		N - 69° - W	VI
23	H-4/I-4				367	0.22	N - 85° - W		IV
24	I-4		B I	287		0.19			VI
25	I-4					0.45		N - 97° - E	VI
26	I-4		A I	33		0.07		N - 99° - E	III
27	I-4/J-4	B	B I	457	334	0.37	N - 76° - W	N - 101° - E	VI
28	D-6	B		417	259	0.2	N - 70° - W		
29	E-5	B		375	305	0.11	N - 3° - E		VI
30	D-6/E-6/E-7	C	A I	386	347	0.48	N - 78° - W	N - 80° - W	V
31	E-6	A	A I a	677	399	0.35	N - 8° - E	N - 100° - E	VI
32	D-6/D-7/E-7		A I a		298	0.8	N - 8° - W	N - 85° - E	VI
33	E-7		A I			0.3	N - 8° - E	N - 89° - W	III
34	E-7		A I	352		0.18	N - 8° - E	N - 71° - W	III
35	E-7	C	A I	59	587	0.7	N - 4° - E	N - 97° - E	V
36	E-6/E-7/F-7	A	A I a	545	397	0.5	N - 4° - E	N - 87° - W	VI
37	E-6/E-7/F-6/F-7	B		415	43	0.17	N - 24° - E		VI
38	F-5/F-6	C	A I b	427	371	0.39	N - 86° - W	N - 75° - W	IV
39	F-5			308	293	0.08	N - 85° - W		
40	H-7	A	A I a	286	239	0.15	N - 7° - E	N - 85° - W	VI
41	H-6/H-7	B		42	315	0.29	N - 86° - W	N - 95° - E	V
42	H-6/I-6	A	C	375	297	0.19	N - 3° - E	N - 90° - E	VI
43	J-6/J-7	A	A I a	3	23	0.23	N - 6° - E	N - 63° - W	VI
44	K-3/K-4/L-4	B	B I	58	297	0.13	N - 85° - W	N - 10° - E	VI
			B I						
45	K-5/L-5	A	A I	415	28	0.28	N - 6° - E	N - 75° - W N - 76° - W	VI
46	E-7/E-8/F-8	A	A I b	503	385	0.35	N - 14° - E	N - 102° - E	VI
47	E-8	B	A I a	478	3	0.5	N - 88° - E	N - 82° - E	II

第7表 橫穴式住居跡一覧表(2)

番号	グリッド	住居跡形態	カマド形態	長径	短径	深さ	住居跡長軸方位	カマド方位	時期
48	F-8/F-9/G-8/G-9	A	B I	5.3	4.48	0.46	N - 6° - E	N - 82° - W	■
49	F-9/G-9	A	B I	4.36	3.63	0.14	N - 84° - E	N - 84° - E	■
50	G-9	B	B I	3.94	2.74	0.08	N - 7° - W		■
51	G-9/G-10	A		3.48	2.63	0.19	N - 14° - W	N - 81° - E	□
52	G-10	B		3.45	3.27	0.14	N - 88° - E		V
53	G-7/G-8/H-7/H-8	B	A II a	8.83	6.75	0.9	N - 82° - W	N - 78° - W	V
54	G-8	A	B I	2.93	2.08	0.1	N - 7° - E	N - 98° - E	■
55	H-8		A I	2.68	2.22	0.43	N - 0° - E	N - 5° - E N - 79° - W	V
56	H-8	A	A I b	4.19	3.55	0.44	N - 0° - E		■
57	H-8/H-9/I-8/I-9	A	A I a	4.15	3.08	0.27	N - 0° - E	N - 84° - W	■
58	H-8/I-8	A	B I	3.43	2.75	0.25	N - 2° - W	N - 89° - W	VI
59	I-8/I-9	C	A I a	4.33	4.23	0.45	N - 84° - W	N - 97° - E	■
60	I-9					0.42			V
61	I-9		A I	5.94	3.1	0.44	N - 83° - W	N - 86° - W	V
62	I-9	B		5.7		0.41	N - 83° - W		V
63	I-9	A	A I a	4.95	3.26	0.38	N - 3° - W	N - 90° - E	■
64	H-9/H-10		B I	3.42		0.18		N - 87° - E	IV
65	H-10/I-10			3.08		0.25	N - 9° - W		IV
66	I-10		B I	3.1		0.14		N - 83° - E	■
67	I-10			3.1		0.43	N - 80° - E		V
68	H-10		B I		2.25	0.2	N - 10° - W	N - 88° - E	■
69	H-9/H-10/I-9/I-10	B		4.85	3.38	0.2	N - 0° - E		VI
70	H-10/I-10	A	B I	3.51	2.75	0.15	N - 8° - W	N - 88° - E N - 90° - E	■
71	I-10		A I		2.55	0.29	N - 16° - W	N - 73° - E	□
72	H-10/I-10	A	B I	3.5			N - 84° - E		■
73	I-10/J-10		A I a	3.26	2.9	0.2	N - 4° - W	N - 84° - E	■
74	I-10/J-10		A I	3.1		0.35	N - 69° - E	N - 65° - E	■
75	I-9/I-10	B	A I a	2.6		0.19		N - 90° - E	V
76	I-9/I-10/J-9/J-10			6.99	4.85	0.4	N - 83° - W		IV
77	J-9	A	A I a	3.45	2.52	0.7	N - 7° - E	N - 98° - E	VI
78	J-8	B		2.85	1.97	0.42	N - 2° - E	N - 92° - E	□
79	J-8	A	A I	2.75	1.98	0.17	N - 6° - E	N - 117° - E	■
80	K-8			3.5	2.43	0.3			V
81	J-8/K-8	A	A I a	3.68	3.27	0.47	N - 0° - E	N - 94° - E	■
82	J-8/K-8	A	A I a	3.49	2.35	0.29	N - 6° - E	N - 110° - E	□
83	D-6			3.51	2.36	0.33	N - 90° - E	N - 116° - E	■
84	K-8	C		3.13	3.04	0.34	N - 48° - W		■
85	K-8				2.8	0.45			
86	K-8/K-9	B	B I	4	2.77	0.45	N - 88° - E	N - 82° - W	■
87	K-9	A	B I	3.59	2.6	0.3	N - 3° - E	N - 84° - W N - 81° - W	VI
88	J-9/K-9	C	B I	3.29	2.81	0.19	N - 87° - W	N - 76° - W	□
89	J-9				2.55	0.39			
90	J-9/J-10/K-9		B I	3.58	3	0.35	N - 2° - E	N - 81° - E	V
91	J-9	A	A I b	3.55	2.92	0.33	N - 3° - E	N - 95° - E	■
92	J-9/J-10	A	B I	3.47	2.85	0.18	N - 11° - E	N - 70° - W	

第8表 積穴式住居跡一覧表(3)

番号	グリッド	住居跡形態	カマド形態	長径	短径	深さ	住居跡長軸方位	カマド方位	時期
93	J-10/K-10	A		2.78	1.64	0.33	N-13°-W	N-80°-E	VII
94	J-10/K-10	A		3.85	2.6	0.25	N-0°-E	N-50°-E	IX
95	J-10	B	B I	2.25	1.8	0.2	N-70°-E	N-67°-E	VIII
96	J-10				2.36	0.08			VIII
97	J-10		B I		2.73	0.2		N-87°-E	VI
98	J-10	A	B I	3.6	2.61	0.32	N-3°-E	N-86°-W	VII
99	J-10/J-11/K-10/K-11			3.95		0.7	N-15°-W		IX
100	K-10/K-11	B	A I a	3.76	2.74	0.38	N-71°-E	N-72°-E	III
101	J-10						N-11°-W		VIII
102	J-10/K-10/K-11		B I				N-11°-W		VIII
103	K-10	C	B I	2.45	2.37	0.23	N-84°-W	N-98°-E	VIII
104	K-10	B	C	2.7	2.35	0.35	N-89°-E	N-87°-E	IX
105	K-9/K-10		B I	3.45		0.3		N-88°-E	VI
106	K-9			2.12		0.41	N-0°-E		IX
107	K-10	A	B I	3.41	2.53	0.26	N-0°-E	N-90°-E	VIII
108	K-9/K-10	B	A I a	3.55	2.3	0.42	N-80°-E	N-73°-E	VIII
109	K-9	C	B I	2.65	2.33	0.4	N-0°-E	N-88°-W	IX
110	K-10/L-10	A		3.14	2.04	0.32	N-15°-W	N-85°-E	VII
111	L-8	A	C	3.24	2.25	0.35	N-3°-W	N-90°-E	VIII
112	L-8/M-8	A	A I a	5.54	2.76	0.57	N-0°-E	N-85°-W	VI
113	L-8	A	A I	2.68	2.23	0.45	N-2°-W	N-93°-E	VIII
114	L-8/L-9	B		3.55	3.1	0.54	N-0°-E		V
115	L-8/M-8	A	A I	2.8	2.33	0.43	N-11°-E	N-10°-E	VII
116	L-9	A	B I	2.91	2.33	0.1	N-8°-E	N-86°-W	VIII
117	L-9/M-9	B	A I a	4.11	2.78	0.3	N-86°-W	N-76°-W	VIII
118	M-9/M-10	A	A I	4.4	3.29	0.32	N-8°-E	N-105°-E	VI
119	M-9	C	B I	2.82	2.75	0.3	N-0°-E	N-89°-W	VI
120	M-9	C		3.06	2.34	0.35	N-85°-E	N-87°-E	VI
121	M-8/M-9	A	A I a	3.98	0.28	0.45	N-2°-E	N-90°-E	VIII
122	L-10/M-10	A	B I	4.78	3.11	0.29	N-7°-W	N-85°-E	VII
123	L-11	A	B I	2.95	2.12	0.17	N-11°-W	N-82°-E	IX
124	M-7/M-8				4.5	0.38			V
125	N-7/N-8	A	B I	3.66	2.97	0.29	N-2°-E	N-90°-E	VIII
126	N-7/N-8/O-7/O-8	C	B I	2.8	1.47	0.49	N-3°-W	N-3°-W	VI
127	N-8/O-8	B	A I b	3.62	2.82	0.33	N-0°-E	N-7°-W	V
128	N-8/N-9/O-8/O-9						N-0°-E		V
129	O-8/O-9	C	B I		2.92	0.33	N-0°-E	N-88°-W	VI
130	N-8/N-9/O-8/O-9		B I	3.42	3.25	0.28	N-0°-E	N-90°-E	VII
131	O-7/O-8								
132	O-7/O-8								
133	N-11	C		2.49	2.47	0.34	N-87°-W	N-93°-E	VI
134	N-11	C	B I	2.73	2.29	0.3	N-90°-E	N-87°-W	VIII
135	N-11	B	A II a	3.18	1.9	0.5	N-82°-E	N-80°-E	VI
136	N-10	A	A I	3.07	2.25	0.17	N-23°-W	N-70°-E	VI
137	N-10/O-10	C	A I a	2.7	2.6	0.54	N-74°-E	N-79°-E	I
138	Q-8/Q-9						N-85°-E		V
139	P-9						N-74°-E		V

第9表 壁穴式住居跡一覧表(4)

番号	グリッド	住居跡形態	カマド形態	長径	短径	深さ	住居跡長軸方位	カマド方位	時期
140	P-11/P-12			7.35	3.18	0.17	N-90°-E	N-90°-E	Ⅲ
141	I-11				2.9	0.45	N-6°-W		V
142	I-11	C	B I	3.82	3.3	0.32	N-7°-W	N-82°-E	Ⅵ
143	H-11/I-11/I-12	A	A I	3.3	2.63	0.22	N-5°-E	N-79°-W	Ⅸ
144	I-11/J-11	B		3.21	2.32	0.22	N-0°-E		Ⅹ
145	G-12/H-12		A I a		3.15	0.25	N-0°-E	N-87°-E	V
146	I-12	A	A I	3.03	2.3	0.35	N-7°-W	N-89°-E	V
147	I-12	C	B I	4.59	4.15	0.37	N-87°-W	N-5°-E	IV
148	H-12	C	A I	2.85	2.65	0.3	N-4°-W	N-66°-E	V
149	G-12/G-13/H-12/H-13					0.26			IV
150	H-13	A	C	4.42	3.08	0.3	N-20°-W	N-67°-E	V
151	H-13	B	C	4.1	3.0	0.45	N-77°-E	N-77°-E	IV
152	I-13/I-14	B	B I	6.07	4.73	0.27	N-87°-E	N-80°-E	V
153	H-14				2.04	0.19	N-2°-E		
154	H-14/I-14	AまたはB	B I	5.0		0.24	N-82°-E	N-15°-W	Ⅶ
155	I-14/I-15	AまたはB	B I	5.43	4.89	0.53	N-80°-E	N-83°-E	V
156	K-12		A I	2.75	2.58	0.11	N-89°-E	N-82°-E	V
157	L-12/L-13	B	A I a	4.55	3.57	0.3	N-81°-E	N-83°-E	V
158	K-12/K-13	C	B I	4.25	3.64	0.4	N-87°-E	N-89°-E	V
159	K-13	C	A I a	3.31	3.0	0.33	N-86°-E	N-88°-W	IV
160	J-15	B		5.65	4.25	0.45	N-74°-E		IV
161	J-15	B	B I	4.39	3.36	0.26	N-85°-E	N-85°-E	VI
162	K-15	C	B I	4.75	4.31	0.35	N-75°-E	N-81°-E	V
163	J-16	C	B I	4.1	3.83	0.45	N-15°-W	N-89°-E	VI
164	M-14	C		3.39	3.1	0.45	N-45°-W		Ⅷ
165	M-14/M-15	C		2.55	2.16	0.45	N-18°-E	N-25°-E	Ⅷ
166	M-15	A	B I	3.74	2.58	0.33	N-18°-W	N-74°-E	VI
167	N-14		B I	3.89	3.58	0.3	N-65°-E	N-66°-E	Ⅷ
168	N-13	C	B I	4.9	4.62	0.4	N-82°-E	N-4°-W	IV
169	N-14	A	A I b	3.45	2.3	0.24	N-27°-W	N-65°-E	VI
170	N-13/N-14/O-13/O-14	A	B I	4.46	3.12	0.11	N-4°-W	N-91°-E	V
171	P-14	B	B I	3.63	2.38	0.17	N-90°-E	N-80°-E	V
172	Q-14/R-14	C	B I	4.95	4.5	0.38	N-10°-W	N-87°-E	V
173	Q-14/Q-15/R-14/R-15	C	C	2.89	3.03	0.29	N-86°-E	N-6°-W	V
174	Q-15/R-16	C	A I	4.04	3.65	0.5	N-88°-W	N-84°-W	IV
175	R-13/R-14/S-13/S-14		B I		3.25	0.6	N-0°-E		VI
176	R-13/R-14	C	B I	3.04	3.57	0.35	N-12°-E	N-81°-W	Ⅷ
177	S-13		B I	2.45	1.97	0.4	N-20°-E	N-59°-W	Ⅷ
178	T-15/T-16	A	A I a	4.54	3.72	0.38	N-7°-E	N-82°-W	Ⅷ
179	T-14/U-14	C	B I	3.4	2.89	0.28	N-6°-E	N-86°-W	Ⅷ
180	T-14/U-13/U-14		B I	5.15		0.35	N-6°-E	N-74°-W	Ⅷ
181	U-14/U-15	B		4.7	4.2	0.19	N-84°-E	N-80°-E	
182	U-15/V-15	C	A I	3.48	2.87	0.27	N-7°-E	N-83°-W	VI
183	U-15		B I	3.0	2.48	0.1	N-3°-E		V
184	N-17		B I	3.1	2.61	0.2	N-11°-E	N-87°-W	V
185	M-18/N-818	C	A I	5.05	4.35	0.4	N-10°-W	N-78°-E	IV

第10表 壁穴式住居跡一覧表(5)

番号	グリッド	住居跡形態	カマド形態	長径	短径	深さ	住居跡長軸方位	カマド方位	時期
186	O-18/O-19/P-18/ P-19	A	A I a	4.01	3.19	0.5	N-5°-E	N-82°-W	III
187	N-19/O-19/O-20	C	B I	2.35	2.56	0.14	N-7°-E	N-64°-W	
188	O-19/O-20	B	C	3.73	3.1	0.44	N-77°-W	N-34°-E N-77°-W N-103°-E N-64°-W	IV
189	O-20/P-19/P-20	B	C	4.96	3.26	0.13	N-80°-W	N-72°-W	V
190	O-16/O-17/P-16/ P-17	B		3.88	3.4	0.48	N-90°-E		
191	O-16/O-17/P-16/ P-17	B	B I	5.1	3.07	0.2	N-87°-W	N-88°-E	VI
192	P-18/P-19/Q-18/ Q-19	C	B I	4.23	3.78	0.37	N-82°-W	N-75°-W	V
193	P-18/P-19	C	A I	3.23	3.13	0.37	N-84°-W	N-8°-E	VI
194	P-20/Q-20	B	B I	4.31	3.34	0.3	N-77°-W	N-81°-W	IV
195	Q-18/Q-19	B	A I a	4.2	3.92	0.3	N-90°-E	N-89°-E	V
196	R-17/R-18/S-17/S- 18	B	A I a	5.4	3.74	0.55	N-79°-E	N-80°-E	II
197	R-16/R-17/S-17	C	B II	7.44	7.18	0.8	N-0°-E	N-90°-E	V
198	R-16/S-16			4.6	3.76	0.23	N-7°-E	N-101°-E	VI
199	S-17/S-18/T-17/ T-18	B	B I	5.16	4.17	0.31	N-24°-E	N-63°-W	V
200	S-16/S-17/T-16/ T-17	B		4.05	3.53	0.08	N-76°-W		
201	U-17/U-18	B	B I	3.05	2.38	0.2	N-90°-E	N-91°-E	V
202	Q-20/R-20	AまたはB	B I	5.79	4.48	0.44	N-3°-W	N-0°-E N-83°-E	V
203	R-19/R-20		B I	5.55	4.2	0.44	N-80°-W	N-90°-E	II
204	R-19/R-20			5.61	5.3	0.45	N-6°-E	N-98°-E	
205	R-19/R-20/S-19/S- 20			5.37	4.2	0.5	N-80°-W	N-83°-W	II
206	R-19/R-20/S-19/S- 20		A I a	5.3	3.91	0.53	N-85°-W	N-81°-W	
207	R-19/R-20	C	A I a	3.62	3.18	0.26	N-2°-W	N-90°-E	VI
208	S-18	A	B I	2.96	2.13	0.2	N-7°-E	N-100°-E	V
209	S-19	A	B I	2.4	2.15	0.27	N-21°-E	N-10°-E	V
210	S-19/S-20	C	B I	3.43	2.97	0.06	N-23°-E	N-66°-W	V
211	T-19/T-20	B	B I	3.63	2.58	0.4	N-90°-E	N-92°-E	VI
212	T-20/U-20	B		3.3	2.81	0.32	N-87°-W		
213	T-20/T-21			5.67		0.07			V
214	N-21/N-22	B		4	2.92	0.2	N-88°-E		V
215	O-21	B		3.92	3.04	0.15	N-10°-E		V
216	O-22/O-23	C	B I	2.78	2.69	0.2	N-81°-W	N-86°-W	V
217	P-22/P-23	B	A II a	8.25	5.9	0.65	N-84°-W	N-86°-W	IV
218	P-21/Q-21/Q-22	B	A I a	4.45	3.4	0.35	N-79°-W	N-100°-E	II
219	Q-22/Q-23	A	A I	4.5	3.45	0.1	N-5°-E	N-95°-E	VI
220	Q-23/R-23	A	B I	4.56	3	0.15	N-5°-E	N-82°-W	V
221	R-22/R-23/S-22/S- 23		B I	3.12		0.1	N-5°-E	N-95°-E	V
222	R-22/R-23/S-22/S- 23	A		4.83	3.4	0.13	N-10°-E	N-73°-W	VI
223	R-23/R-24	C	A I a	6.95	6.62	0.6	N-89°-E N-55°-W		V

第11表 壁穴式住居跡一覧表(6)

番号	グリッド	住居跡形態	カマド形態	長径	短径	深さ	住居跡長軸方位	カマド方位	時期
224	N-23					0.2			VI
225	R-24	B		4.5	3.45	0.27	N-0°-E	N-182°-E	VI
226	S-24	B	B I	3.56	2.9	0.34	N-87°-W	N-90°-E	VI
227	S-24/T-24	C	B I	2.5	2.23	0.38	N-82°-W	N-93°-E	V
228	S-23/S-24/T-23/T-24	B	A I	3.26	2.52	0.13	N-90°-E	N-98°-E	VI
229	U-23	C	C	3.87	3.82	0.35	N-89°-W	N-63°-W	V
230	U-23		C	3.48		0.1	N-90°-E	N-14°-E	V
231	U-23/V-23	C	B I	3.17	3.2	0.19	N-8°-E	N-1°-W	VI
232	V-23		B I	3.8		0.13	N-90°-E	N-17°-E	V
233	V-23		B I	3.74	1.8	0.06	N-8°-E	N-4°-E	
234	V-23		B I	2.65	2.48	0.21	N-87°-W	N-85°-E	VI
235	V-24	C	A II	4.45	3.73	0.3	N-2°-W	N-92°-E	
236	P-25	B	B II	4.04	2.65	0.1	N-89°-W	N-86°-W	
237	Q-24	B		3.93	2.87	0.1	N-2°-E	N-95°-E	
238	Q-24/Q-25		B II	3.2		0.19	N-0°-E	N-63°-W	VI
239	Q-25/R-25	A	B I	2.51	2.25	0.06	N-3°-E	N-77°-W	
240	R-25	C	A I	3.45	3.06	0.25	N-88°-W	N-6°-E	VI
241	Q-25/R-26	B	B I	4.12	3.65	0.38	N-87°-W	N-85°-W	VI
242	R-25/S-25	A	A I	3.75	2.85	0.47	N-5°-W	N-80°-E	III
243	Q-25	B	A I	3.24	2.3	0.26	N-90°-E	N-94°-E	VI
244	T-25	C	B I	3.69	3.52	0.1	N-90°-E	N-89°-E	VI
245	T-25	C	A I	3.7	3.16	0.55	N-0°-E	N-89°-W	V
246	T-24/T-25/U-24/U-25	C	C	3.86	3.1	0.35	N-13°-E	N-69°-W	V
247	U-24	C	B I	3.25	2.96	0.35	N-67°-W	N-41°-W	IV
248	U-25	AまたはB	B I	4.27	3.49	0.48	N-90°-E	N-8°-E	V
249	T-25/T-26	C	B I	3.14	2.69	0.19	N-82°-E	N-80°-E	V
250	T-26		B I	3		0.24	N-0°-E	N-90°-E	VI
251	U-25			2.76		0.28			VI
252	V-24/V-25	B	C	4	3.2	0.25	N-86°-W	N-93°-E	V
253	R-29/R-30	A	B I	3.89	2.9	0.11	N-5°-E	N-97°-E	VI
254	R-29/S-29		B I	4.73		0.14	N-17°-W	N-80°-E	
255	R-29	A	B I	3.18	2.3	0.2	N-87°-E	N-3°-E	VI
256	S-29/S-30		B I	3		0.1	N-76°-W	N-25°-E	VI
257	S-30/T-30	B	B I	3.5	2.54	0.19	N-35°-E	N-30°-E	VI
258	T-29	B		4.31	2.88	0.06	N-0°-E		

## カマド

検出された258軒の住居跡のはほとんどにカマドが付設されていた。カマドの総数は256基で、住居廃絶後の耕作や削平により使用時の状態が分かるものは皆無である。

検出されたカマドは、地山土により、袖部および燃焼部を構築するものが主体で、一部暗褐色粘土を使用

して構築されたものもあった。

袖部先端には補強材として、大型の川原石または、焼成岩の切石を使用している例が多い。この袖部先端の補強材の上に、鳥居状に川原石を組み、焼き口部の補強としたものが、第45・112・176号住居跡の3軒で検出された。

支脚は抜き取られているものが多く、わずかに10例

だけ支脚が残存していた。これらはすべて川原石をそのまま使用していた。

煙道部は、長く竪穴外に延びるものと、燃焼部奥壁から立ち上がるだけのものとに大別される。煙道部の先端や燃焼部との境に、土師器甕などの土器を補強材として利用していた例が10軒検出された。

なお、竪穴住居跡の一覧表に記載されている、カマドの形態分類の基準は、以下の通りである（第30図）。

A 煙道が壁外に細長く延びるもの。

B 煙道が細長く延びないもの。

C 燃焼部から煙道部までが細長く、舟底状のもの。

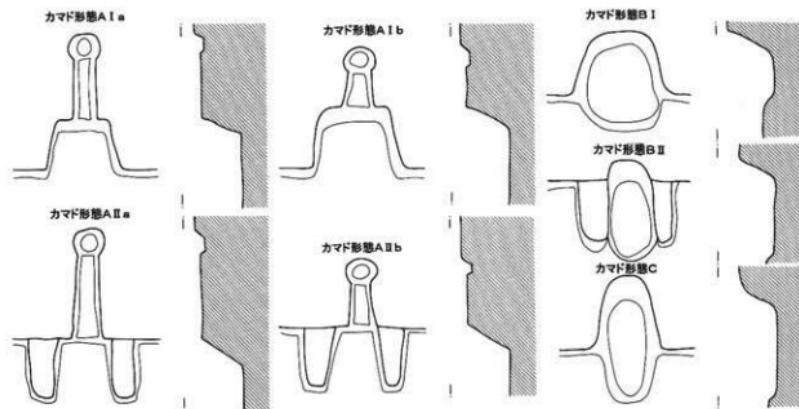
A・B類は燃焼部の位置から、さらに2つに細分できる。

I 燃焼部を竪穴外に造るもの。

II 燃焼部を竪穴内に造るもの。

また、Aについては、煙道の長さにより、長いものをa、短いものをbとした。

第30図 住居跡・カマド形態模式図



### b 遺物の特色

中堀遺跡の堅穴式住居跡から出土した遺物について、器種分類と概括的な様相について記しておくこととする。

### 土 器

中堀遺跡の堅穴式住居跡から出土した古代の土器は、須恵器・土師器・灰釉陶器・綠釉陶器・白磁・青磁等である。とくに武藏国的一般の集落跡からは出土が稀な、東海地方で生産された灰釉陶器・綠釉陶器や、中国で生産された白磁・青磁等が出土したことは特筆できよう。

### 1 土師器

古墳時代以来の土器作りの伝統を引き、ロクロを用いて成形を行い、酸化炎焼成した一群の土器をここでは土師器とする。中堀遺跡では、煮炊具・供膳具等に土師器は須恵器とともに用いられ、9世紀から10世紀にかけては、主体的な土器であった。

### 1 供膳具

供膳具としては、杯・皿・高台付杯・鉢・蓋等がみられた。

A 杯 杯は、成形手法の違いによって、大きく四つに分類できる。

(杯A) 器壁が大変薄い作りの杯で、体部の外面にユビオサエの痕跡を残す。概して外反し、広く開くことを特徴とする。この一群を杯Aとした。器壁に黒斑の残るものは少なく、色調もほとんど橙色である。中堀遺跡で最も多く出土した一群である。

底部は、丸底・平底や上げ底があり、一定ではない。体部は、内湾しつつ口縁部でゆるくS字状を描くものが多い。これは、内面を平滑化させるため、底部から体部にかけてひげ状工具で当て引きしたことによる。内面に放射状に当て引きの単位が残るのはこのためである。

口縁部は、全てヨコナデが施される。口縁部は、①口唇部のみを擒んでヨコナデした施したもの、②体部から口唇部にかけての上三分の一をヨコナデしたもの、

③二分の一をヨコナデしたものなどがあり、④は、ナデと体部の間に、緩い沈線状の窪みがしばしばみられる。口縁部のヨコナデと底部の間には、連続したユビオサエの痕跡が明瞭に残る。

体部から底部にかけては、ヘラケズリによる器壁の調整痕跡を確認することができる。ヘラケズリを行った部位によって、六種に分類することが可能である。それぞれ

I 体部上位部+体部側辺部+底部全面

II 体部側辺部+底部全面

III 体部側辺部+底部周辺部

IV 底部周辺部+底部中央部

V 体部側辺部or底部周辺部

VI ヘラケズリなし

とし、「杯A I」等と呼称することとする。

(杯B) 杯Aに比較すると、器肉が厚く、体部は、直線的に「ハ」の字を開き、輪積みの痕跡が明瞭にみられるなどを特徴とし、杯Bとした。体部の外面には、杯A以上にユビオサエの痕跡が、明瞭に残っている。

第31図 杯A・Bの分類

	杯A	杯B
I		
II		
III		
IV		
V		
VI		

器壁には、黒斑が残り焼成も均一ではなく、色調も黄褐色から橙色、茶褐色など様々である。

粘土組を二から三段に螺旋状に巻き上げて、器形を作り出している。底部の外面は、成形途上で粗い砂粒が付着し、いわゆる「離れ砂」となるものと、木葉痕を残すものがみられる。底部の離れ砂は、きわめて特徴的である。

底部は、削り込みによる丸底や平底であり、ヘラケズリの手法によって異なっている。

体部は、直線的に開き、口縁部で内側に屈曲するものがみられる。内側への屈曲は、口縁部をきつくヨコナデするためであろう。そのため器壁外面の口縁部と体部の境には、沈線状の窪みがみられる。この窪みから、一気にヨコナデされたのではなく、断続的に口縁部をヨコナデした痕跡を確認することができる。底部から口縁部にかけての内面は、平滑化のため底部から体部にかけて、ひげ状工具で当て引きしていた。放射状に当て引きの単位が残るのはこのためである。

坏A同様、体部から底部にかけては、ヘラケズリによる器壁の調整痕跡を確認することができる。ヘラケズリを行った部位によって、六種に分類することができる。それぞれ

I 体部上位部+体部側辺部+底部全面

II 体部側辺部+底部全面

III 体部側辺部+底部周辺部

IV 底部周辺部+底部中央部

V 体部側辺部or底部周辺部

VI ヘラケズリなし

とし、「坏B I」等と呼称することとする。また離れ砂の確認できる個体については、「砂」と表記することとした。

(坏C) 口縁部の内屈した半球形の坏の系譜を引き、奈良時代以来続く器形である。きわめて扁平化するが、底部は丸底、体部は内湾している。底部は、ヘラケズリによって調整され、口縁部もヨコナデされている。口縁部の形態も様々であるが、一様に口唇部で小さく内屈している。

器壁は薄く作られ、底部外面にユビオサエを残す場合と残さない場合がある。黒斑は見えにくい。色調は、黄褐色から橙色まである。

(坏D) 坏Dは、内面に暗文を施した坏を括した。いわゆる暗文土器で、ロクロの使用はみられない。

暗文は、底部内面の十字の暗文と、体部内面の放射状の暗文のみである。外面のミガキや内面の雷状や螺旋状、斑点状の暗文は、中堀遺跡では確認できなかつた。

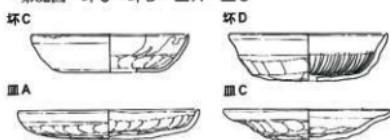
暗文の施文方法は、底部内面にまず十字を描いた後、体部内面の底部側から口縁部に向かって跳ね上げるように、5から10条単位程度で施文部位を移し、一周施文されている。暗文の一本々々は、きわめて雑で、ヘラによるキザミのように観察できる場合もある。

暗文の施された土器器坏は、一様に胎土も比較的粒子の細かな洗練された原土が使用されており、坏Aに似た形態の土器である。ただし坏Aよりも色調がやや白く、口縁部まで比較的直線的に開くことなど異なる点も多い。

B 盆 中堀遺跡からは、坏Aや坏Cと成形手法や色調など共通した皿が出土しているが、坏B・坏Dと共通した皿はみられない。坏Aに共通する皿(皿A)は、小さな底部から水平に開く器形や広い底部で「ハ」の字に開く器形があるが、坏Aに比較し、器高は3分の2程度である。口縁部は小さく内屈している。

坏Cに共通する皿(皿C)は、水平に伸びた底部から直線的にやや外反しつつ立ち上がる器形である。皿といより「盤」に近い。両者とも黒斑・色調等は、坏Aや坏Cと共通する。また底部のヘラケズリの手法も同様にみられた。

第32図 坏C・坏D・皿A・皿C



C 高台付坏 土器器の供膳具にあって、高台を付設した器種は、坏A・坏B・坏Dがみられるが、坏Cにはみられない。基本的には、高台上に各種の坏を乗せた形態である。高台は、底部のヘラケズリの痕跡を残した上に紐状の粘土を押さえ付けて、最後にヨコナデを行っていた。高台端部は、面を持たず、尖るのが特徴である。あたかも同時期の台付甕の台部の特徴とよく似ている。

底部から口縁部にかけての成形手法や、色調・黒斑等の特徴は、各種の杯の特色と全く同様である。

D 特殊器形 中堀遺跡では、鉢・蓋などの出土も見られるが、出土量はきわめて少ない。鉢は、サラダボール条の大形の器形で、体部から口縁部にかけては様々な形態が存在した。蓋は、紐の付くものと紐のないものが存在するが、相対的にきわめて少なかった。紐は、方形の板状の紐で、円孔が開けられていた。

## 2 煮炊具

煮炊具としては、甕・台付甕・甑・羽釜・鉢・置きカマド等がみられた。

A 甕 中堀I期からVII期にかけて、煮炊具の主体となるもので、口縁部から頸部の形状、整形により大きく3つに大別できる。

A 口縁部がぐくの字状もしくは、外反しながら大きくひらくもの。

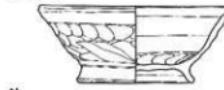
第33図 高台付坏・鉢・蓋

蓋



高台付坏

鉢



鉢



B 頸部をユビオサエなどで、直立させ、口縁部は短く聞くもので、断面形が「コの字」状になるもの。

C 胸部上位の斜め方向のヘラケズリがみられず、縦方向のみのもの。

土器器甕A、Bには、口縁部をヨコナデやユビオサエで整形し、胸部上位を斜め方向のヘラケズリ、胸部下位を縦方向のヘラケズリで整形するものである。また胸部は、熱効率を上げるために、ヘラケズリが數回繰り返され、器肉を非常に薄く造る。そのほか、内面胸部中位よりやや下に、明瞭な接合痕跡を残すものである。このような特徴をもつ土器器甕は、「武藏甕」「武藏型甕」となどと呼ばれ、武藏、上野を中心に広域な分布を示す。

土器器甕A、Bには、胸部の形状からさらに4つに細分できる。

I 胸部中位が大きく張りをもち、器高はやや低く、全体に丸味を帯びるもの。

II 肩部が強く大きく張り、胸部上位から底部にかけて、急激に細くなるもの。

III 胸部上位に張りをもつが、IIほど強く張らないもの。

IV 最大径が口縁部にあり、胸部の張りが弱いものの。

さらに、土器器甕Aには、口縁部の外反度合により5つに細分できる。

a 頸部から口縁部にかけて、弓なりに強く、長く外反するもの。

b 頸部から口縁部にかけて、くの字状に屈曲するもの。

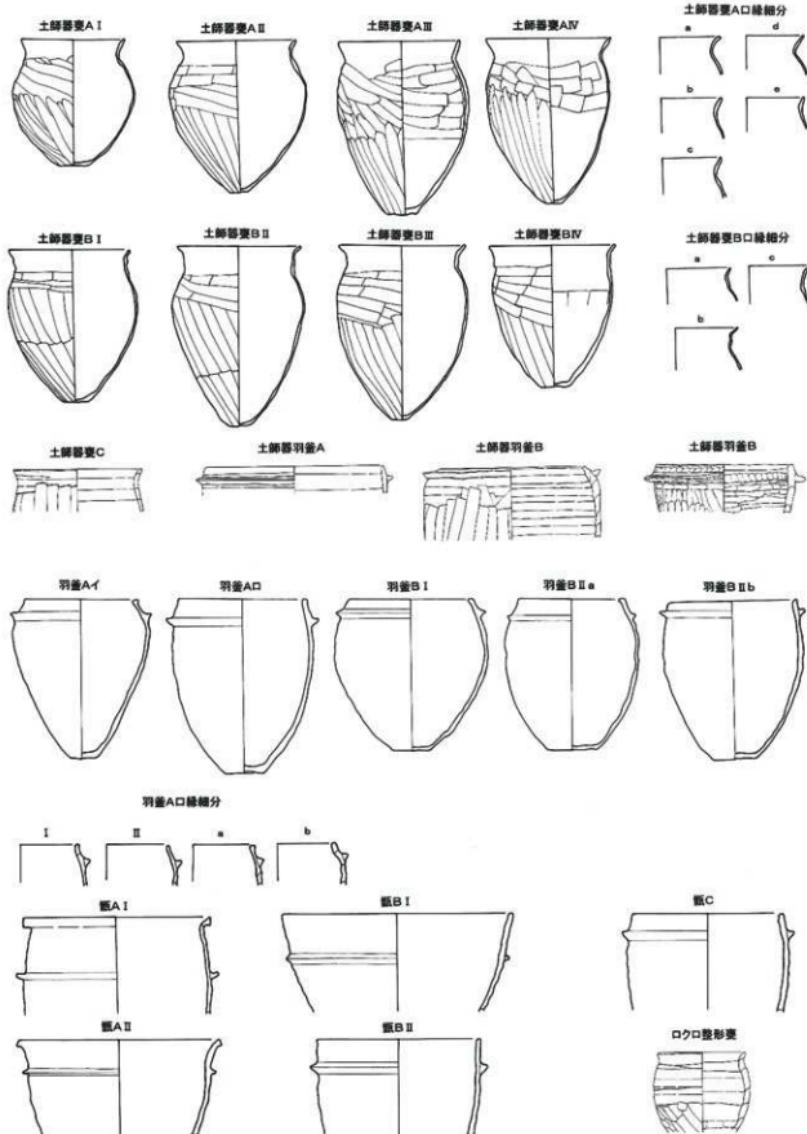
c 頸部から口縁部にかけて、弓なりに短く、弱く外反するもの。

d 頸部から口縁部にかけて、くの字状に強く屈曲するもの。

e 口縁部は非常に短く、端部直下で強く屈曲するもの。

また、土器器甕Bも頸部の傾斜度合から3つに細分

第34図 土師器甕・羽釜・甑分類



できる。

- a 頸部が内傾するもの。
- b 頸部が直立するもの。
- c 頸部が外傾するもの。

以上のように分類し、「土師器甕A I a」、「土師器甕B II c」などと呼称することにする。

土師器甕A、Bの底部は非常に小さく、内面はヘラナデまたはひげ状工具により丁寧に仕上げている。また、薄い胴部に合わせるように、頸部から口縁部にかけても薄くするため、ユビナデ、ユビオサエを繰り返している。ただし、薄くすることを目的としているためか、非常に雑で、粘土紐の巻上げ痕跡やユビオサエなどは明瞭に確認でき、丁寧な仕上げの胴部とは対象的である。

土師器甕Cは、2点のみの出土である。器肉は土師器甕A、Bに比べて厚く、胴部のヘラケズリも、縱方向に1回しか行われていない。

B 台付甕 台が付いていることを除けば、基本的に土師器甕と同様であるので、土師器甕の分類を使用する。土師器甕との大きな違いは法量で、土師器甕に比べて小さいものがほとんどである。

C 羽釜 3点だけではあるが、土師器の羽釜が出土している。いずれも、鋸部から口縁部にかけての小破片であり、全体をうかがえるものはない。

A 器肉が薄く、口縁端部が尖っている。整形はユビオサエとユビナデで、口縁部、鋸部ともに波打っている。焼きは良く、胎土は須恵器羽釜の酸化焰焼成のものと異なる。

B 器肉が非常に厚く、口縁端部は丸い。整形にはユビオサエとユビナデだけでなく、ヘラや木口状の工具も使用している。全体にとても雑な造りで、器肉も厚い。鋸部は大きく波打ち、ユビオサエの痕跡も明瞭である。焼きはやや甘く、粘土が粉っぽく手に着く。

胎土は土師器羽釜A、須恵器羽釜、土師器甕のいずれとも異なり、ややきめ細かい感じである。つくり、胎土とも類似する筒抜け状の底部が、第82号住居跡から出土していることから概してある可能性もある。

D 置きカマド 3点出土している。いずれも小破片であり、復元できるものはない。掛け口の破片と思われるものは2点で、やや薄い胴部から肥厚する掛け口にいたる。掛け口端部は面取りされている。整形はユビナデで、焼成はやや甘く、粘土が粉っぽく手に着く。

このほか特殊な土師器として三足盤が出土している。

## 2 須恵器

奈良時代以来の須恵器の系譜を引き、ロクロやタタキ具等を用いて窯で焼成した一群の土器をここでは須恵器とする。その中でも比較的硬質に還元炎で、青灰色に焼き上がったものを須恵器（S）とした。また須恵器（S）に比較すると、やや焼きが甘く軟質であるが、白色から灰色にかけての色調に焼き上がったものを須恵器（NS）とし、さらに焼きが甘く、酸化焰焼成された土師器の焼成と近似し、黄褐色から赤褐色の色調に焼き上がったものを須恵器（HS）とした。なお中沢悟氏のいう土師質須恵器は、当遺跡では出土していない。中堀遺跡では、煮炊具・供膳具等に須恵器は土師器とともに用いられ、9世紀から10世紀にかけて主体的な土器であった。

### 1 供膳具

供膳具としては、蓋・壺・碗・高台付碗・高脚高台付碗・皿・高台付皿・耳皿・鉢・片口鉢等がみられた。

A 蓋 蓋は、リング状の紐の付くものと付かないものがあり、口唇端部は、下方に小さくかえりを付けている。体部は、緩く内湾しつつ口縁部近くで大きく開く。須恵器（S）・須恵器（NS）・須恵器（HS）ともに確認することができるが、出土量はきわめて少なく、9世紀から10世紀の前半にかけてわずかにみられる程度である。

糸切り後、底部をヘラ切り調整し紐を付けたものと、ヘラ切り調整の行程を経ずに、紐を付けたものがある。蓋と組み合う身には、高台付の碗か無台の碗が想定で